

厚生労働省 平成 29 年度障害者総合福祉推進事業

指定課題 1

大学等に通学する重度障害者に対する  
支援体制構築の体系化

成果報告書

平成30年3月  
国立大学法人筑波大学

## 目 次

I	事業の背景と目的	
1	問題の所在	1
2	大学等における合理的配慮と通学や生活の支援	3
3	学内介助の実施主体に関する考え方の整理	4
4	事業の目的	6
	コラム 肢体不自由の大学生が使える障害福祉サービス	7
II	重度の障害学生に対する支援体制構築事例	
1	支援体制構築事例の収集	8
2	事例①	9
3	事例②	15
4	コラム 障害福祉サービスの支給決定はどこがするか	22
4	事例③	23
5	事例④	29
III	重度の障害学生に対する支援体制構築の手引き	
1	4つの事例の整理	35
2	修学支援・学習環境の整備のプロセス	35
3	生活面の支援体制構築のプロセス	37
IV	提言	40
	執筆者および検討委員一覧	43

# I 事業の背景と目的

## 問題の所在

本事業は、前身である平成28年度障害者総合福祉推進事業「大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業」(指定課題1)を発展させ、重度の肢体不自由のある学生が大学等に通学して教育を受けることのできる体制をどのようなプロセスで構築したら良いのかを、具体的な事例を通して明らかにしようというものである。

2年間にわたり、重度障害のある複数の当事者学生が自身の生活について詳細な情報を提供し、関係者が繰り返し議論と検討を重ねてきたのは、障害者総合支援法の運用に係る以下のような10年以上前から存在する問題が依然として続いているおり、彼ら高等教育への参加を大きく阻害しているという現実があるためである。

「…十分にホームヘルプサービスも受けられなくなつたので、生活も困難になった私は大学院博士課程を退学することになつてしまひました。皮肉なことに大学院を退学すると『通年かつ長期にわたる外出』に利用することはなくなつたので介護保障が受けられて…支給決定時間が増えることになりました。『通年かつ長期にわたる外出』の制約によって、働いていたり大学に通つたりすることで十分なホームヘルプサービスが受けられなくなるのですが、仕事をせずに無職であつたり修学を諦めたりすると、介護保障が受けられるという事態が起きているのです。」(安藤信哉氏；全国脊髄損傷者連合会, 2017)

前年度事業を受託した公益財団法人全国脊髄損傷者連合会と国立大学法人筑波大学の2つの団体の調査結果からは、全国的に重度の障害のある学生が通学して学業を修める事例は増えてきているものの、こうした取り組みは一部の予算的な裏付けのある大学に集中していること、受け入れによって過大な負担が大学や自治体に生じていて持続可能性に問題があるケースもあること等が示されている。また、重度の障害のある学生の場合、通学はできても履修上の制約や不都合が生じていて、思うような修学ができない可能性が高いことも指摘されている。

これららの課題を乗り越え、重度の障害があっても、そうでない学生と同じように高等教育機関で学ぶことのできる環境を整えるためには、福祉行政における「通年かつ長期にわたる外出」という制約をどのように考えるべきかという問題は避けて通れないが、それと同時に、大学等における合理的配慮提供と差別解消の推進、大学と行政機関や障害福祉サービス事業所が連携して地域の課題として問題解決に取り組むことが必要である。その上で、福祉行政と大学の合理的配慮の間でどのように役割を分担し、どのように連携をしていくべきか、について具体的な事例を積み上げていくことが必要であろう。

本報告書では、現に大学で学んでいる4名の重度の肢体不自由の学生を取り巻く支援体制がどのように構築されたのかを丹念に整理し、今後の議論の端緒としたい。

## 障害者の権利と高等教育

本論に入る前に、まず 1994 年のサラマンカ宣言まで遡り、障害者差別の禁止と教育のあり方に関する国内外の動向について整理しておきたい。

1994 年 6 月にスペインのサラマンカにて、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関：U.N.E.S.C.O.）の通称「サラマンカ宣言（Salamanca Statement）」が採択された。これは、「万人のための教育（Education For All）」の理念に基づき、すべての子どもに教育を受ける権利があること、それぞれの子供の独自の性格や学習ニーズを考慮した教育が行われるべきであること、そしてインクルーシブな教育環境の整備こそがインクルーシブ社会を作ること等を謳ったものであり、世界各国のインクルーシブ教育の推進に大きな役割を果たした。

サラマンカ宣言以降も、わが国の初等・中等教育では従来の分離型の特殊教育の仕組みが継続したが、2007 年 7 月、前年に国連にて採択された障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）への署名を契機に国内法の整備や教育システムの改正が進められ、2012 年の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（文部科学省、2012）により、インクルーシブ教育の実現に向けて大きく舵を切った。

当然のことながら、このようなインクルーシブ教育の実現に向けた動きは高等教育に無関係なものではない。障害者権利条約の第 24 条は特に教育に関する条項であり、その第 1 項には「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」と記載されている。さらに第 5 項では、「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。」とされている。これは、サラマンカ宣言で明確になったインクルーシブ教育の推進を明確に規定するものであり、初等・中等教育と同様、高等教育や成人教育の段階においても、障害のある学生が共に学べる環境を整える義務が生じたことを意味する。

2015 年 9 月には国連サミットにて 2030 年までの国際目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals; SDGs）」が採択され、日本も障害者を含むすべての人に対する公正な教育の実現を具体的に推進しなければならない段階に入っている。持続可能な世界を実現するための重点課題として、日本政府は「紛争影響国や貧困地域の子ども、障害者など、様々な要因により質の高い教育へのアクセスから疎外されている人々に対応した支援」を行うことを掲げている（日本国政府、2015）。

現在、高等教育機関における障害学生支援の推進は障害のある学生が公正に学べる環境を整備していくことは、障害者差別解消法に対する「法的責任」の問題として捉えられる傾向にあるが（対馬、2017）、より大きな視点に立てば、それは持続可能な社会を目指す国際社会全体の合意を実行していくための重要なポジティブなアクションであると言えよう。

## 大学等における合理的配慮と通学や生活の支援

2013年に成立した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）は、まさに障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備の一環として策定されたものであり、障害者差別解消のための基本的な事項や、国や行政機関、事業者が障害者差別解消のために行うべきこと等を定めた法律である。その第7条の2では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、…（中略）…社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされ、国公立大学においては合理的配慮の提供が義務であることが明示された<sup>1</sup>。

このように合理的配慮の提供が法的に規定されるに先立ち、各省庁では所管の事業に向けた指針の作成に取り組んでいたわけであるが、文部科学省では、2012年に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を9回にわたって開催し、基本的な考え方の整理を行ってきた。検討の論点は多岐にわたるが、その中で大きな議論になりながら「今後の課題」として先送りされた課題のひとつが、通学の支援は大学における合理的配慮の範疇であるか否かという課題であった。

大学等への通学に関しては、「一般的には、大学は学修の支援に責任を持つが、通学や生活は本人の責任というのが全国的な状況」である一方、障害者総合支援法で規定される重度訪問介護<sup>2</sup>や居宅介護<sup>3</sup>などの障害福祉サービスにおいても「通年かつ長期にわたる外出」にあたるとして対象外とされてきた。このような“制度的な空白”があるが故の議論であったが、判断材料が十分ではなく、最終的には検討会の「1次まとめ」では結論を先送りすることとなった。

2016年に再開された同検討会では、「第一次まとめでは十分に議論できなかった「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」についても、障害のある学生への支援にとって重要かつ大学等において考えるべき課題であることを委員間で共有した」と、大学の主たる機能である「教育」から切り離して考える方向を引き継ぎながらも、通学や学内介助の問題を改めて議論の俎上に乗せた。しかし、「実態の把握が必ずしも十分でない状況にあり、また、対応の在り方について様々な考え方に基づき模索が始まったばかりというのが現状である」として、第二次まとめ報告書では複数の大学における取り組み事例を参考資料として掲載するに留め（文部科学省、2017）、新たな考え方や具体的な指針を示すには至っていない。

<sup>1</sup> 私立大学については「努力義務」とされているが、これは民間事業者の自主的な取り組みを求めるものであり、障害者権利条約の趣旨を鑑みれば、両者に実質的な違いはないものと解される。

<sup>2</sup> 重度訪問介護は「重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う」サービス。

<sup>3</sup> 居宅介護は「居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う」サービス。

## 学内介助の実施主体に関する考え方の整理

通学や学内における身辺介助は、障害者差別解消法を根拠に「学校設置者による合理的配慮」として提供されるべきなのであろうか。それとも、障害者総合支援法に基づく「行政機関による福祉サービス」として提供されるべきなのであろうか。この役割分担については長年の政策課題となっており、今もなお議論が収斂していないが、本報告がどのようなスタンスで事例を俯瞰し、また提言を述べているのかを、あらかじめ示しておくことは必要であろう。

下表は前年度事業の報告書（筑波大学、2017；全国脊髄損傷者連合会、2017）で扱われた重度障害のある学生の支援事例ならびに本報告書の事例を題材に、どのような実施主体が、どのような内容の支援を行っていたのかを一覧にしたものである。理論的な厳密さ等に基づく「解」ではなく、あくまでも限られた事例の現場レベルでどのような判断がされたのかについて、おおまかな状況を示すものであることに留意いただきたい。

大学が対応するもの		大学が対応する ケースがあるもの	原則として大学が 対応しないもの
	合理的配慮（義務）	事前の改善措置（努力義務）	障害福祉サービス等
授業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノートテイク</li> <li>・荷物の出し入れ等の介助</li> <li>・資料閲覧、収集、複写、電子化等の学習補助</li> <li>・試験時のページめくり等の介助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす対応の机の購入</li> <li>・支援補助学生等の養成</li> <li>・アダプティッドスポーツ等の障害者対応の授業開設</li> </ul>	
	支援補助学生、授業担当教員など	学部、学部事務、障害学生支援部門など	
学内移動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室の変更</li> <li>・ドアの開閉、斜面や段差への対応等</li> <li>・事務手続き時の荷物の出し入れ、代筆等</li> </ul>	・学内のバリアフリー改修	
	学部、支援補助学生、職員	施設担当部課	
通学		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関との連携</li> <li>・車いすに対応する学生寮の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校中の移動介助</li> <li>・移動中の荷物の出し入れ、買い物、トイレ利用等の介助</li> </ul>
		施設担当部課、学生支援担当部課、障害学生支援部門	移動支援、重度訪問介護
生活		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助を行う職員等の配置</li> <li>・教職員への身辺介助技術に関する研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ利用時の着脱、移乗、清拭等の介助</li> <li>・食事の準備、片付け、摂食、水分補給の介助</li> <li>・体位交換、除圧の介助</li> <li>・人工呼吸器の調整</li> </ul>
		障害学生支援部門など	移動支援、重度訪問介護

この表からもわかるように、前年度事業や本報告に登場する事例では、授業や学習に関する情報保障や資料提示、試験時の受験補助については原則として大学の合理的配慮の範囲と見なされ、各々の大学の状況に応じた支援がなされている。こうした授業等に関わる修学上の支援は、必ずしも大学等の構内で授業時間に限定して行われるものばかりではなく、学外での実習形式で行われるもの、研究指導の形式で授業時間に縛られずに行われるものも少なくない。こうした学外における授業等についても原則として各校の合理的配慮の範疇と捉えるのが自然であり（「過重な負担」の観点から議論はあるだろうが）、少なくとも「行政機関による福祉サービス」で対応すべき範疇とは考えにくい。

一方、排泄や食事のほか、体位交換や除圧の介助等の生命維持に関する介助については、その性質上、差別の解消という観点から大学が義務的に行うべきものではないという判断がなされることが多い。こうした生命維持や生存に関する介助は、自宅か否かに関わらずあらゆる場所で生じることを踏まえれば、こうした介助を必要とする学生に対しては、学内外あるいは授業時間内外を問わず、障害福祉サービスにて対応されるべきと考える<sup>4</sup>。

なお、本報告に含まれるような、重度の学生を先駆的に受け入れてきた大学の中には、大学の費用負担にてヘルパー事業所に委託したケースや、介助を担う職員を雇用して配置したケースも存在する。しかし、これらは学内における介助が障害福祉サービスの対象外となっている制度上の課題があるが故の措置であり、また合理的配慮として提供しているというよりも、基礎的な環境の整備である事前の改善措置として実施していると解するほうが適当であろう<sup>5</sup>。

通学時の移動介助等の人的支援も、排泄や食事等の介助と同様、大学の合理的配慮の範疇として対応がなされるケースは稀のようである。これは、大学等への登下校には各校への移動という側面だけでなく、その途中における食事や買い物などの日常生活や余暇としての側面も多分に含まれており、大学の「本来業務付随」<sup>6</sup>とは見做しにくいことが大きな理由であると考えられる。ただし、車いすでも通学可能な範囲にバリアフリー対応の学生寮を整備する、主要なバス路線の運行会社と情報交換をするといった事前の改善措置を取り組む大学等はあるだろう。

以上のような現状と考え方を総括すれば、本来は学内と学外という「場」で支援の実施主体をわけることは適当でなく、支援の内容や活動の目的に応じて実施主体が判断されるべきであろう。しかし、現実として多くの大学等の支援体制と福祉サービスとの間には制度的な「空白」が存在しており、また、同一の時間と場において両者の責任が併存しているケースもある（例：授業中に体位交換等の介助と授業内容のノートテイクの両方が必要）。

<sup>4</sup> 欧米の多くの高等教育機関では、生活面に関する支援は personal care として整理され、大学等では対応しない旨が明示されている（例えば、Cambridge University では、国のサービスに関する情報提供をしつつ、「学生であってもなくても生じるものについては大学としての支援の対象外である」と述べている。[<https://www.disability.admin.cam.ac.uk>]

<sup>5</sup> 内閣府による「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、介助者等の人的支援は、合理的配慮ではなく事前の改善措置に位置づけられており（第5の1）、この方針は「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」にも踏襲されている。

<sup>6</sup> 文部科学省の対応指針では、合理的配慮の基本的な考え方として、「本来の業務に付随するものに限られること」を条件にあげている（2. (1))。

また、財政的な裏付けがないまま責任の所在を定めたときに、実施主体となる大学等や行政機関の規模や財務状況等によって「過重な負担」であると判断された場合、支援を必要とする学生が学業の継続を諦める等の不利益を被るおそれもあるだろう。

本稿では、こうした状況を勘案し、次のようなスタンスで報告をまとめたい。それは、支援の内容に応じた「本来の責任の所在」を意識しつつ、学生本人の学ぶ権利が侵害されないことを第一に考え、本人を軸に大学や行政機関等が主体的に連携して現実的な解決策を見出していくことというものである。

## ■ 本事業の目的

重度の身体障害がある学生が学生生活を円滑に送れるようにするには、高等教育機関や行政機関、地域のさまざまな支援リソースが連携して、各々が主体的に支援体制の構築に関与することが重要である。しかし、具体的な支援体制構築のプロセスに関する報告は乏しく、新たに支援体制構築をしようとするとき、学生本人や家族、大学、自治体、障害福祉サービス事業者等は具体的にどのような点に留意し、どのように動くべきか戸惑うことも少なくないものと思われる。そこで、本調査では、重度の障害学生の支援体制を実際に構築した事例を詳細に分析し、そのプロセスや留意点を明らかにすることを目的とした。

## コラム

### 肢体不自由の大学生が使える障害福祉サービス

身体機能の障害により日常生活を送る上で何らかの介助が必要な場合、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく障害福祉サービスを利用することができます。肢体不自由の学生が使う可能性のある代表的なものは以下の3つのサービスです。ただし、いずれのサービスも「通年かつ長期の外出」と「経済的活動」には使えないという制約があり、そのことが本事業の根底にある課題でもあります。

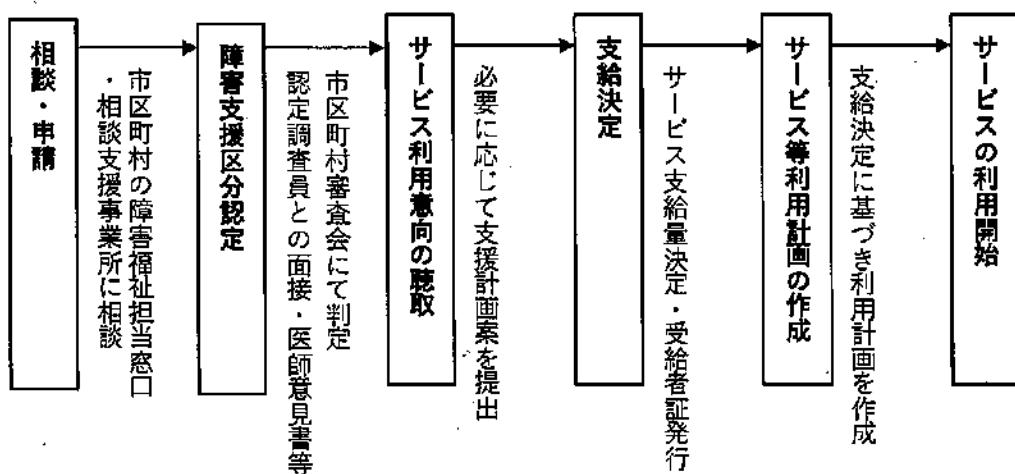
居宅介護:ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事等の介助をしたり、家事援助(調理や洗濯などの代行など)を提供するサービス

重度訪問介護:ヘルパーが長時間付き添い、移動の介助(見守りを含む)や自宅での入浴、排泄、食事等の介助、家事援助を提供するサービス

移動支援:外出時の移動の介助や、外出中の排泄等の介助を提供するサービス。

こうしたサービスには利用するための要件がそれぞれ定められており、障害の程度等によって使えるサービスの内容や量は変わってきます。サービス利用の可否や量を自治体が決めるこれを「支給決定」と呼び、支給決定を得てサービスを使い始めるには、下図のような一連の手続きを進める必要があります。

こうした手続きを進める際には、まず「相談支援専門員」に相談しましょう。相談支援専門員は、障害のある本人に伴走しながら支援計画の作成やヘルパーの調整を行い、その後の支援の定期的なモニタリングを担う障害福祉のプロです。大学の障害学生支援担当者にとっても、繋がるべき地域のキーパーソンの最有力候補と言えるでしょう。



## II 重度の障害学生に対する支援体制構築事例

### 支援体制構築事例の収集

#### (1) 事例収集の基本的なスタンス

重度の身体障害がある学生が大学生活を円滑に送れるようには、大学や地域のさまざまな支援リソースが連携して支援体制を構築することが重要である（筑波大学, 2017）。しかし、具体的な支援体制構築のプロセスに関する報告は乏しく、新たに支援体制構築をしようとするとき、学生本人や家族、大学、自治体、障害福祉サービス事業者等は具体的にどのような点に留意し、どのように動くべきか戸惑うことも少なくないものと思われる。そこで、本調査では、重度の障害学生の支援体制を実際に構築した事例を詳細に分析し、そのプロセスや留意点を明らかにすることを目的とした。

#### (2) 事例収集の手続き

重度の肢体不自由を有する大学生4名に対する支援体制構築のプロセスで中心的な役割を果たした支援者より、インタビューもしくは文書にて情報を収集し、4つの事例を比較できるよう共通のフォーマットにて整理をした（下表参照）。情報収集にあたり、研究の目的や方法、個人情報保護の手続き等について各支援者より学生に説明を行い、事例に関する情報提供の同意を得た。

事例の特徴	各事例の特徴について端的に整理して記載
障害の状況と入学当初の支援の概要	授業や移動、生活面などの領域別の障害の状況と支援ニーズ、それに対して入学当初に整備された支援の内容を記載
初年次（前期）の週間計画と利用した人的支援	初年次の前期の時間割、人的支援の配置について記載 【図】時間割及び人的支援の配置図：同じ色のセルは同一のヘルパー事業者を指す
支援体制構築における各々の役割と構築プロセス	支援体制構築に関わった者や機関の関係やそれぞれの役割、支援体制構築のプロセス、支援体制構築における留意点や連携のポイントを記載 【図】関係者・機関の連携マップ 【図】支援体制構築のプロセス図：連携マップと同様、緑は大学の支援リソース、青は相談支援や自治体等の地域の支援リソース、オレンジは本人・家族を指す 【図】支援体制構築の留意点：プロセス図に対応して留意点や連携のポイントを記載
初年次における支援の経過と見直し	構築した支援体制の見直しやその後の経過について記載

## ■ 事例①：通学と学内での生活支援に公的サービスを利用したAさん

### (1) Aさんの事例の特徴

自宅から1時間以上をかけて公共交通機関にて通学するAさんの入学にあたり、大学の障害学生支援担当部門のコーディネーター、地域の相談支援専門員がそれぞれキーパーソンとなり、互いに密に連絡を取り合いながら支援体制を構築した。特例的に通学および学内での身辺介助に障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用が認められた点が特徴的な事例である。

### (2) 障害の状況と入学当初の支援の概要

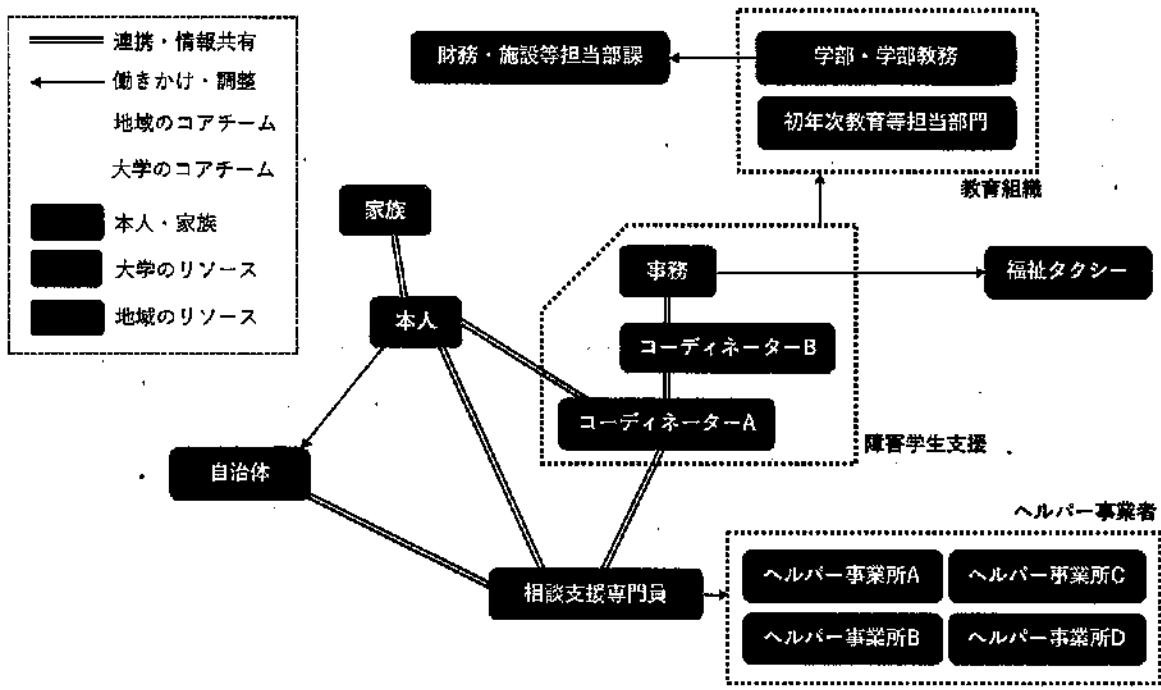
所属：学部	居住：自宅で家族と同居	
障害支援区分：5	身体障害者手帳：1級（脊髄性筋萎縮症）	
障害の概要：當時、電動車いすを利用して立位や歩行は不可。首や体幹が崩れると自力で起き上がることが難しい。除圧は自分で行うことができる。高校では、介助員や教員、家族が学内における身辺介助を行っていた。自宅では家族が身辺介助の全般を担っており、入学まで障害福祉サービスの利用経験はなかった。		
場面	必要とする支援	入学当初に構築された支援
授業	右手は手首から先を動かすことができるため筆記やタイピングは可能。机は車いす対応のものが必要。荷物の出し入れなどには介助が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 荷物の出し入れ等は周囲の友人の助力で対応</li><li>● 車いす対応の机を主に利用する教室の数だけ新規購入</li></ul>
移動	基本的には自立しているが、重い荷物の持ち運びは難しいほか、ドアの開閉は難しいことが多い。	<ul style="list-style-type: none"><li>● ドアの開閉は友人等で対応</li><li>● 学部で設置されている学生用ロッカーを優先的に割り当てる</li><li>● 授業間の移動ができるだけ少なくなるよう教室変更</li><li>● 休み時間に移動できない距離の教室には福祉タクシーで移動</li></ul>
通学	自宅からバスと電車を乗り継いで90分程度かけて通学している。バスは底床もしくはノンステップである必要あり。車いすの固定等に介助が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 混雑する往路のみヘルパー1名体制で通学の支援を利用する【移動支援】</li><li>● 最寄り駅から大学へのバスの運行会社と大学が定期的に情報共有</li></ul>
生活	トイレの利用に際しては、着脱の介助のほか、2名体制での移乗の介助が必要である。食事は自立しており、弁当であれば特別な食具等は必要ない。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1日2～3回のトイレ利用の介助に外部ヘルパー2名体制で対応【居住介護】</li></ul>

注) 点線下線部は行政機関より支給決定が下り、障害福祉サービスにて対応した支援

### (3) 初年次（前期）の週間計画と利用した人的支援

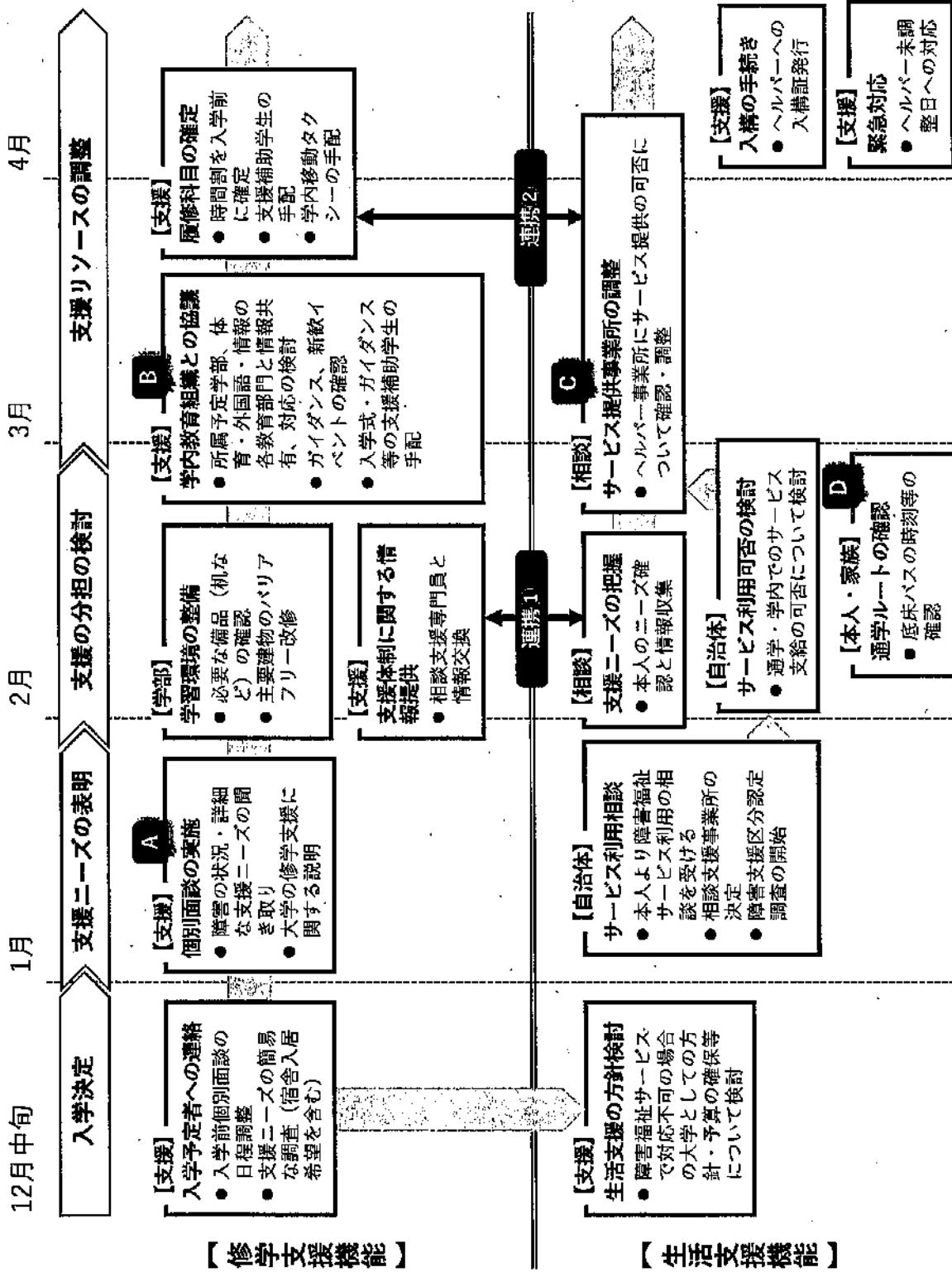
月	火	水	木	金
6:00				
7:00	(元気な朝)		(朝食準備)	
8:00	居宅介護(2)		居宅介護(2)	
9:00	授業	移動支援(1)	授業	移動支援(1)
10:00				
11:00	授業	授業	授業	授業
12:00	居宅介護(2)	居宅介護(2)	介護タクシー	居宅介護(2)
13:00		授業	授業	授業
14:00	授業	授業	授業	授業
15:00		介護タクシー		介護タクシー
16:00	授業	授業	授業	
17:00		居宅介護(2)	居宅介護(2)	居宅介護(2)
18:00	授業		授業	
19:00				
20:00				
21:00				
22:00				
23:00				
0:00				

月曜日から金曜日まで授業が入っており、登校する時間帯は混雑した駅での乗り換え等があったことから、「移動支援」を時限付きで利用した。移動支援のヘルパーは、Aさんの自宅から大学の教室前まで付き添った。また、1日に2～3回のトイレ利用については、「居宅介護」を利用し、決まった時間帯に2名の外部ヘルパーが学内で介助を行った。授業間の移動に必要な福祉タクシーは、時間割を元に大学が一括して契約・手配を行った。授業時の荷物の出し入れやドアの開閉については、周囲の学生との交流やセルフアドボカシースキル向上の観点から、本人との協議の上、友人等で対応することとした。



#### (4) 支援体制構築における各々の役割と構築プロセス

- ① 本人・家族：入学決定後の個別面談にて、高校までの過ごし方や自身の障害について大学に伝え、入学後の支援の要望を行った。また、大学からの案内を受けて、地元の自治体の障害福祉担当窓口に入学後の障害福祉サービスの利用について相談を行った。底床バスの時間や運行ルートの確認、通学の所要時間や問題把握のための事前のルート確認等、通学に必要な事前準備を行った。
- ② コーディネーターA：Aさんの障害の状況等を把握し、従来の大学での支援体制ではトイレ介助等の生活面の対応が困難と判断し、早期の入学前個別面談の実施と学内の対応方針の検討、本人・家族への障害福祉サービス利用の案内を行った。その後、地域の支援リソースとの窓口として相談支援専門員と継続的に連絡を取り合い、Aさんの支援計画の全体を把握し、体制構築の中核を担った。
- ③ 自治体：Aさんから入学後の障害福祉サービス利用の相談を受け、より詳細な情報収集と対応検討のため、相談支援事業所をAさんに紹介した。その後、相談支援専門員からの情報を元にサービス支給可否の検討を行い、最終的に特例での利用を許可した。
- ④ 相談支援専門員：前例のない通学や学内でのサービス利用に関する情報収集のため、コーディネーターAに連絡と連絡を取り合った。支給決定の方針の決定後は、Aさんの計画相談を担当し、サービス等利用計画の策定、ヘルパー事業所の調整、サービス担当者会議の開催等を行った。
- ⑤ 学部：Aさんの合格決定と同時に主要建物のバリアフリー調査、車いす用の机購入のための予算確保を行った。入学決定後、段差の解消等のバリアフリー改修を進めるとともに、各フロアに1台の専用机の購入を行った。



- ◆ 時期：12月中旬の合併決定後、通学や学内での身辺介助に障害福祉サービスの利用する可能性を視野に入れて調整を開始
- ◆ 初動：本人から自治体へのサービス利用の相談後、大学での相談後、大学内の身辺介助に障害福祉サービスの利用を許可
- ◆ 自治体の対応：自治体が特例として、通学時および学内での身辺介助に障害福祉サービスの利用を許可
- ◆ 受割分担：障害学生支援担当部署との協議を中心とした修学上の調整を、相談支援専門員は計画相談（サービス等利用計画）の作成とヘルパー事業所との調整を実施
- ◆ 運営：大学の行事や時間割等のスケジュールや入構等について学内の早期調整を行い、サービス調整を行う相談支援専門員に情報提供

#### 連携のポイント①

- 障害者総合支援法では、原則として通学や学内でのサービス提供は対象外であるためAさんの居住地の自治体、担当の相談支援事業所でも前例がなかった。
- Aさんが自治体・相談支援事業所に利用相談をした翌日、相談支援事業所より大学に支援体制等に関する問い合わせがあつた。
- 大学の障害学生支援担当者と相談支援専門員が互いに訪問する等、顔を合わせて情報交換や議論を行い、電話による情報交換も密に行つた。

**ポイント：アットワークと互いの状況に関する密な情報交換**

#### 連携のポイント②

- 通常、訪問ヘルパーのスケジュールは1ヶ月以上前に調整を行つ。一方、新入生の授業時間割は通常は4月に入つてから決まるため、4月当初のサービス調整が非常に難しかつた。
- 学部により事前に履修関係書類を提供してもらい、上級生に相談に乗つてもらい3月下旬に前倒しで時間割を仮決定した。
- それでも4月上旬はサービスの調整がつかず、大学の教職員が緊急で対応しなければいけない場面があつた。

**ポイント：学部等と連携した履修関係書類の事前入所と時間割作成の前倒し**

#### 事例の概要

#### A：個別面談の実施

通常は2月中旬～3月に行つている入学前個別面談を前倒しし、1月中旬に実施した。大学の支援体制について伝え、学内における身体的支援等については、まずは居住地の自治体担当部署に相談するよう伝えた。

本人、保護者、担任予定教員、入学予定  
学部事務、障害学生支援担当者

#### C：サービス提供事業所の調整

居住地の相談支援事業所がサービス調整を担当。居住地と大学で自治体をまたぐため、大学のある自治体の事業者の情報が不足しておらず、調整が難航した。また、居住地から大学まで自治体をまたいで移動支援を提供する事業所がなかなか見つからなかつた。

相談支援事業所、ヘルパー事業所

#### D：通学ルートの確認

バスと電車を乗り継いで約1時間半かけて通学する予定だったことから、底床バスの運行時間を確認するとともに、通学ルートを実際移動して、問題なく移動できるかどうかを事前に確かめておくよう本人・家族に依頼した。

本人、保護者、障害学生支援担当者

#### B：学内教育組織との協議

入学早々にクラス分けテストのある外国语を中心には、必修授業を担当する部署と情報共有し、受け入れの準備を行つた。また、入学予定の学部に、新入生ガイダンスや上級生が企画する新歓イベントのスケジュールの提供を依頼した。

必修科目担当部署、担任予定教員、入学  
予定学部事務、障害学生支援担当者

## (5) 初年次における支援の経過と見直し

### ①大学生活のスタート

入学決定後にすぐに支援体制構築に着手したもの、障害支援区分が未申請であったこと、自治体をまたいだ移動支援や2名体制での身辺介助に対応できる事業所の調整に時間を要した。そのため、4月の入学式前後にはヘルパーの調整がつかず、介助技術のない職員がヘルパーの指示を受けながら介助を行う場面も生じた。

### ②授業等における合理的配慮・支援

学期に1度の定期面談により、合理的配慮等の状況の確認や支援の修正に関する話し合いを行い、必要に応じて合理的配慮に係る文書の修正を行っている。

筆記およびタイピングが自立していることから、ノートテイク等の人的支援はその後も利用していない。今後、学年が上がるとともに授業内容が高度になったり筆記量が増えたりする状況になれば、ノートテイクの導入を随時行う予定となっている。教科書等の出し入れやドアの開閉については、当初の方針どおり、本人から積極的に周囲に頼む形を継続しており、友人等の周囲の学生のナチュラルサポートが広がっている。

Aさんは2年次および3年次にそれぞれ学外での実習を予定していることから、初年次の段階から、本人・学部・障害学生支援担当部門にて、必要な支援についての検討や実習先の選定に関する話し合いを開始している。

### ③生活面における支援体制

計画相談のモニタリングにて、半年に1回の見直しを行っている。モニタリング会議は相談支援専門員が招集し、大学からはコーディネーターAもしくはBが参加した。モニタリング会議の会場は、相談支援事業所もしくは大学であった。

トイレ利用等の介助については、障害福祉サービスでの対応が継続しているが、前期をもって対応するヘルパー事業所が1ヶ所減り、残った事業所に負担が集中している点が課題となっている。通学時の移動支援については、公共交通機関の利用に慣れることから初年次の6月をもって利用を中止し、それ以降は単独で自宅と大学とを往復している。

入学前後の調整の時期には、「言っているのになぜ調整ができていないのかヤキモキしていた」というAさんだが、Aさん自身も障害福祉サービスの利用に慣れ、早めの相談ができるようになっている。

## ■ 事例②：多様な支援リソースが連携した支援体制を組んだBさん

### (1) Bさんの事例の特徴

大学の保有する学生宿舎に入居希望のあったBさんの入学にあたり、大学の障害学生支援担当部門のコーディネーター、地域の相談支援専門員がそれぞれキーパーソンとなり、互いに密に連絡を取り合いながら支援体制を構築した。大学が費用を負担する形で外部ヘルパーによるトイレ介助等を提供している点が特徴的な事例である。

### (2) 障害の状況と入学当初の支援の概要

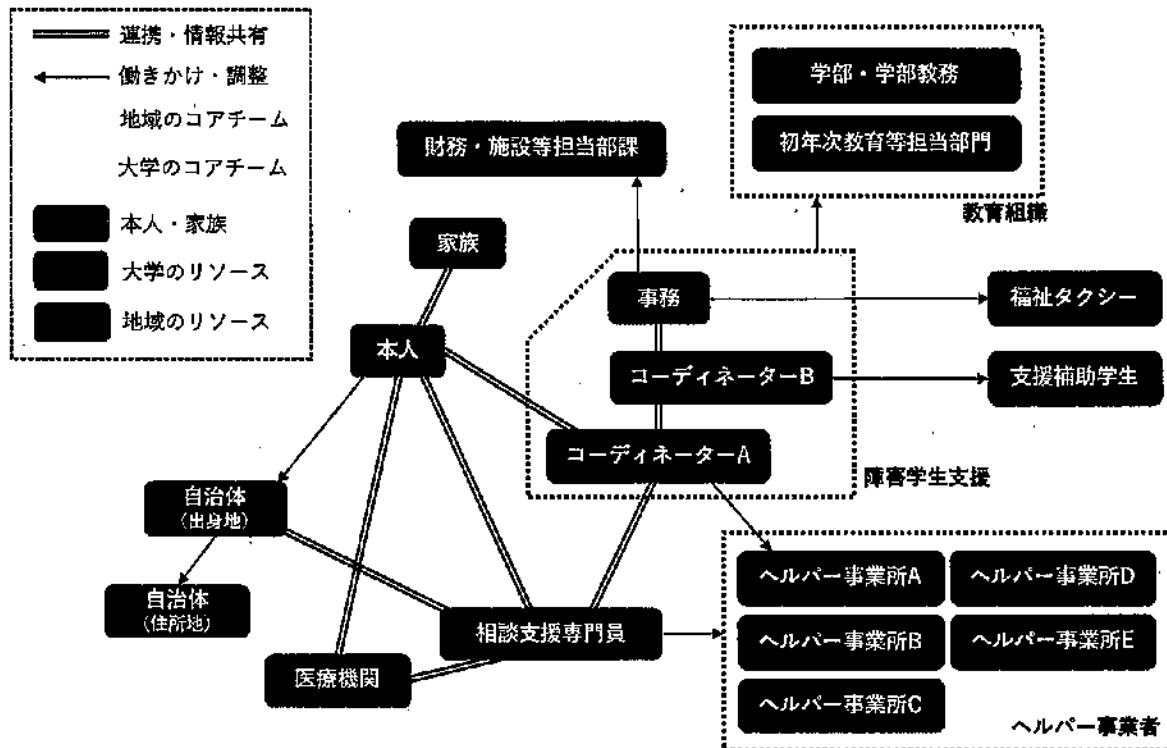
所属：学部	居住：学生宿舎で単身生活	
障害支援区分：5	身体障害者手帳：1級（脊髄損傷）	
障害の概要：常時、電動車いすを利用して立位や歩行は不可で、日常生活動作のすべてに介助が必要。排尿障害のために膀胱ろうを設置している。除圧は自分で行うことができる。高校では、介助員や教員が学内における身辺介助を行っていた。自宅では家族が身辺介助の全般を担っており、入学まで障害福祉サービスの利用経験はなかった。		
場面	必要とする支援	入学当初に構築された支援
授業	肩や肘関節がある程度可動するため、タッチパネルの操作が可能。時間はかかるがマウス・キーボード操作も可。筆記は不可。体温調節が困難。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 資料の電子媒体配布、別室受験、試験時間延長等</li><li>● 荷物の出し入れ等は支援補助学生、周囲の友人の助力で対応</li><li>● 車いす対応の机を主に利用する教室の数だけ新規購入</li></ul>
移動	基本的には自立しているが、重い荷物の持ち運びは難しいほか、ドアの開閉は、接触式の自動ドアであれば自立開閉が可能な場合もある。	<ul style="list-style-type: none"><li>● ドアの開閉は友人等で対応</li><li>● 移動を最小限にするため教室変更</li><li>● 休み時間に移動できない距離の教室には福祉タクシーで移動</li></ul>
通学	宿舎から車いすで30分ほどかけて通学。悪天候時には、カッパを羽織るか、介護タクシー等が必要なこともある。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 車いす対応に改修した学生宿舎を優先的に割り当て</li></ul>
生活	すべての日常生活動作に介助が必要。日中に一度、夜間に一度、蓄尿袋からの排尿が必要。食事は専用のフォークを手にセットしてもらえば自分で食べることが可能。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人の身体機能に併せて、リフト設置や風呂等の改修を実施</li><li>● 「居宅介護」を利用し、宿舎での生活全般の介助を受ける</li><li>● 日中の排尿は大学が委託した学外ヘルパーが実施</li><li>● 医療機関を含む緊急時の連絡網の策定【地域定着支援】</li></ul>

注) 点線下線部は行政機関より支給決定が下り、障害福祉サービスにて対応した支援

(3) 初年次（前期）の週間計画と利用した人的支援

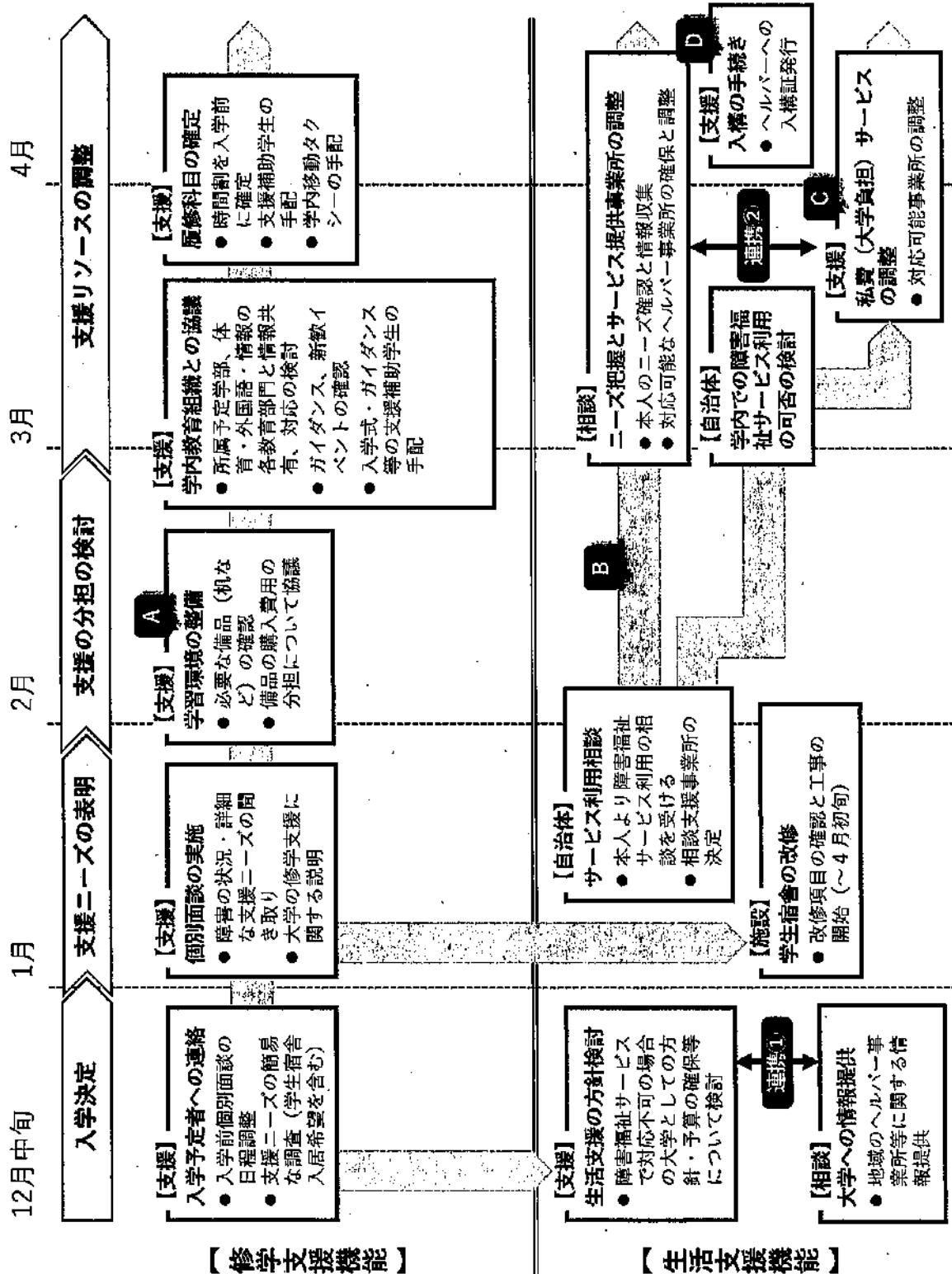
月	火	水	木	金	土	日	
6:00							
7:00	居宅介護	居宅介護	居宅介護	授業	居宅介護	居宅介護	居宅介護
8:00							
9:00	授業	授業	授業	授業	授業	通院	
10:00					介護タクシー		
11:00	授業	授業	授業	授業	授業		
12:00	私費介助	私費介助	私費介助	私費介助	私費介助	訪問看護	居宅介護
13:00	授業	授業	授業		授業		
14:00	介護タクシー			授業			居宅介護
15:00	介護タクシー		通院				
16:00	授業			授業			
17:00		授業	授業		授業		
18:00	訪問看護						
19:00	居宅介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護		居宅介護	
20:00					居宅介護		
21:00							
22:00							
23:00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝		
0:00							

自宅では、朝の起床から登校までの時間帯、帰宅後の夕食や入浴の時間帯、就寝準備の時間帯でそれぞれ「居宅介護」を利用している。また、排便のため週2回の訪問看護を利用している。大学では、受講するすべての授業でノートテイク等を行う支援補助学生を配置しているほか、教室間が離れている場合には福祉タクシーを利用している。福祉タクシーは、時間割を元に大学が一括して契約・手配を行った。授業時の荷物の出し入れやドアの開閉については支援補助学生も対応したが、周囲の学生との交流やセルフアドボカシースキル向上の観点から、友人等に積極的に依頼することを推奨した。昼休みの排尿および食事については、大学が費用を負担する形で、近隣のヘルパー事業所よりヘルパー派遣を受けた。



#### (4) 支援体制構築における各々の役割と構築プロセス

- ① 本人・家族：入学決定後の個別面談にて、高校までの過ごし方や自身の障害について大学に伝え、入学後の支援の要望を行った。また、大学からの案内を受けて、地元の自治体の障害福祉担当窓口に入学後の障害福祉サービスの利用について相談を行った。
- ② コーディネーターA・Bさん：Bさんの障害の状況等を把握し、従来の大学での支援体制ではトイレ介助等の生活面の対応が困難と判断し、早期の入学前個別面談の実施と学内の対応方針の検討、本人・家族への障害福祉サービス利用の案内を行った。その後、地域の支援リソースとの窓口として相談支援専門員と継続的に連絡を取り合い、Bさんの支援計画の全体を把握し、体制構築の中核を担った。
- ③ 自治体（出身地）：Bさんから入学後の障害福祉サービス利用の相談を受け、大学の所在地である自治体（居住地）と援護地に関する協議を行った。結論として、出身地である自治体が援護地となった。計画相談については自治体（居住地）に相談するようBさんに伝えた。自宅での居宅介護については必要量の支給決定したが、学内でのサービス利用は原則に則り不可との判断をした。
- ④ 相談支援専門員：別の学生の事例においてコーディネーターAと連携したことがあったほか、学生宿舎におけるサービス調整の経験を有していた。計画相談を発表することが決まった後、コーディネーターAと連絡を取り合いながらサービス調整を行った。
- ⑤ ヘルパー事業所A：朝の居宅介護と昼の排泄・食事支援を担う等、Bさんの生活支援の中軸の事業所であった。相談支援専門員、コーディネーターAと連絡を取り合い支援の改善に協力して取り組む。



- ◆ 時期：12月中旬の合宿決定後、遅学や学内での身辺介助による可能性を視野に入れて調整を開始
- ◆ 初動：本人から自治体へのサービス利用の相談後、大学のサービス利用は不可との返答
- ◆ 自治体の対応：自宅でのサービス利用については十分な支給決定があったが、学内での利用は不可との返答
- ◆ 受割分担：障害学生支援担当者は学部・初年次教育担当部署と修学上の調整を行ふとともに、相談支援事業所に紹介してもらつたヘルパー事業所と学内での身辺介助に関する調整を実施
- ◆ 運携：大学の行事や時間割等のスケジュールや入構、学生宿舎等について学内の早期調整を行い、相談支援専門員と緊密に情報交換

### 連携のポイント①

- 従来から連携のあつた近隣の相談支援事業所に相談し、Bさんの身辺介助に必要なスキル、支援体制構築にあたり留意すべき点についてアドバイスをもらつた。
- 専門性の観点から、支援補助学生による身辺介助への対応は行わない方針とした。
- Bさんの居住地の自治体が学内へのサービス提供を認めた場合を見積り、不足分については財務担当部署と事前協議を行い、追加配分を申請することになった（ただし確約ではない）。

**ポイント：障害福祉サービスの専門家からの助言の活用**

### 連携のポイント②

- Bさんの学内での身辺介助に入ることになつたヘルパー事業所は、一方でTRさんの自宅における居宅介護、別の学生の学内における身辺介助（障害者総合支援法による）も提供していた。
- 複数の学生に対して、障害者総合支援法と私費の2つの形態でサービス提供をしており、関わる相談支援事業所でも複数だつたことから、支援のスケジュールをオンラインで本人・支援者間で共有し、混乱のないようになした。

**ポイント：複数の関係者間でのオンラインによる支援スケジュールの共有**

### 事例の概要

#### A：学習環境の整備

Bさんより高校での学習環境（机、機器等）についての情報を得た。車いす用の机が不足していたため、必要な台数を事前購入した。購入にあたり、費用負担の面で入学予定学部と協議を行い、障害学生支援担当部署と予定学部が分担する形で購入した。

本人、初年次教育担当部門、担任予定教員、教務（学部）、障害学生支援担当者

#### D：入構等の準備

出入りする可能性のあるヘルパーの氏名、利用車両の情報を収集し、入構証を発行した。また、各ヘルパー事業所には構内マップを掲載した冊子を郵送または手渡しで提供した。また、初回は障害学生支援担当者がトイレの場所等をヘルパーと一緒に確認した。

ヘルパー事業者、相談支援事業所、障害学生支援担当者

#### C：私費（大学負担）サービスの調整

大学内における身辺介助について、Bさんの居住地の自治体がサービス提供不可との判断をしたことから、協力の得られそうなくらいに相談支援事業所に打診を行い、私費（大学支払）によるサービス提供の依頼をした。費用は月末に事業所から大学に請求する形とした。

障害学生支援担当者、ヘルパー事業者  
本人、相談支援事業所、自治体

#### B：相談支援事業所の決定

自治体への相談後、Bさんは2ヶ所の相談支援事業所に連絡をしたもののに利用には至らず、相談支援事業所決定までに1ヶ月以上がかかるつてしまつた。これにより、入学の段階ではサービス調整が間に合わず、4月は遠方より保護者が宿舎に来る事態が生じた。

## (5) 初年次における支援の経過と見直し

### ①大学生活のスタート

入学決定後すぐに支援体制構築に着手したものの、援護地の決定や計画相談を担当する相談支援事業所が決まるまでに時間を要したため、サービス調整の開始が3月にずれ込んだ。また、夜間の支援に対応するヘルパー事業所の調整が難航し、4月の土日は遠方より家族が宿舎まで来て介助を担った。

### ②授業等における合理的配慮・支援

学期に1度の定期面談により、合理的配慮等の状況の確認や支援の修正に関する話し合いを行い、必要に応じて合理的配慮に係る文書の修正を行っている。

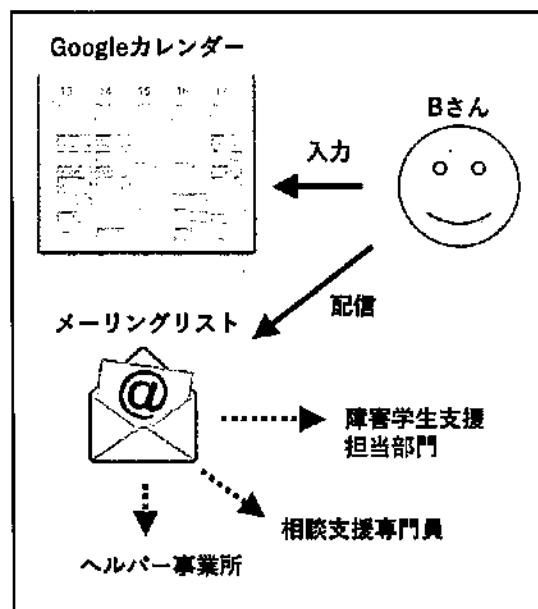
事前に高校での授業の受け方や必要な備品について確認を行い、すべての授業に支援補助学生によるノートテイク支援をつけたことにより、大きな問題はなく参加をすることができた。しかし、Bさんが「最初は大学の授業の形態がさまざまであるということがわからず、自分にどのような支援が必要かがわからなかった」「授業の支援について検討していた1~2月の時期に多様な授業スタイルに関する情報が欲しかった」と述べていたように、大学での授業のイメージを早期に共有して具体的に支援を考えるステップが必要であると考えられた。

初年次は必修の授業で学外の5ヶ所の機関を見学する機会があり、訪問先での移動経路の事前確認や見学先への感想等の提出方法の調整、見学先までの移動ルートの確認等の支援を行った。見学当日は、大学からヘルパー事業所Aに移動介助のためのヘルパー派遣を依頼した。

### ③生活面における支援体制

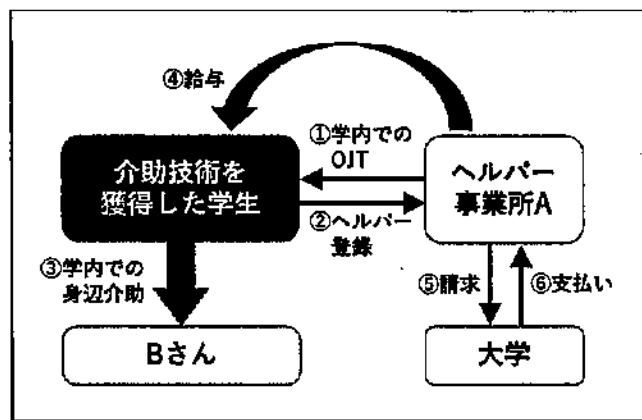
自宅でのサービス利用に関しては、計画相談のモニタリングにて半年に1回の見直しを行っているほか、隨時、サービス担当者会議が開催され、主要な支援者同士の情報共有が行われている。モニタリング会議は相談支援専門員が招集し、大学からはコーディネーターAもしくはBが参加した。モニタリング会議では自宅でのサービス提供状況のほか、大学の日中の身辺介助に関する課題も含め、Bさんの生活支援全般の把握と協議が行われた。

入学後の4月に実施されたサービス担当者会議では、Bさんの支援体制には大学やヘルパー事業所、医療機関等の多数の関係者が関わっており、スケジュールの変更等を漏れなく把握して共有する方法が課題となつた。そこで、「Google カレンダー」とメーリングリストのサービスを活用し、Bさん本人が入力したスケジュールの変更や追加をメーリングリストで配信し、主要な関係者で共有する仕組みを採用した(右図参照)。



#### ④地域の新たな仕組みづくりへの展開

Bさんの支援体制を構築する中で、コーディネーターAや相談支援専門員、ヘルパー事業所A等の地域のコアチーム内で、地域のヘルパー不足による支援の継続性が課題として共有された。そこでBさんの同級生より有志の学生を募集し、①ヘルパー事業所AがBさんの実際の介助場面にて有志の学生にOJT(on-the-job-training)を提供し、②一定水準の技術を身に着けた段階で学生がヘルパー事業所Aにヘルパー登録、③学内で自立してBさんに身辺介助を提供し、④ヘルパー事業所Aより給料を得る仕組みを試験的に導入した（右図参照）。



この仕組みは、ヘルパー事業所にとって不足しがちなヘルパー人材を得る機会となり、学生ヘルパーにとっては介助技術を身に着けながら学内でアルバイトができるというメリットがある。また、Bさんにとってもヘルパー不足により支援に「穴」が生じる心配を減らすことができ、同時に同級生との交流によるナチュラルサポートの向上という効果も期待できた。

初年次の段階で3名の学生が上記の「学生ヘルパー」の試みに参加し、うち1名は介護職員初任者研修を受けて、正式にヘルパーとして稼働することを希望している。研修を受けて有資格となれば、同じ学生寮に住む学生が学生寮での障害福祉サービスを提供できるようになる（特に人手不足の深夜帯や大雪などで交通が遮断された場合など）等、より柔軟な支援体制の構築が可能になることが期待される。

なお、介護職員初任者研修の受講料については、学生であるために公的な助成金などを利用する事が難しいため、ヘルパー事業所が受講料を一部負担することについて検討を始めている。また、こうした仕組みについて、大学と事業所、地元自治体で情報共有し、介護職員初任者研修や重度訪問介護従業者養成研修を実施できる事業者の募集、研修に係る費用の補助を検討する等、持続可能な仕組みにするべく関係者が動き始めている。

## コラム

### 障害福祉サービスの支給決定はどこがするのか？

親元を離れて大学生活を送ろうとする障害学生が、日常生活の中で障害福祉サービスを使おうとしたとき、思わずところでつまづいてしまい、なかなか利用の手続きが進められないケースがあります。なぜかといえば、「どこの自治体がサービスの支給決定をするか（つまりお金を出すか）」が一筋縄では決まらないためです。一体どういうことでしょうか？

障害者総合支援法の第19条第2項では、「介護給付費の支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行う」と定められています。大学生の場合、基本的には18歳以上であるため、この場合は障害者＝学生の「居住地」の自治体が支給決定をすることになります。

ここで問題となるのは、この「居住地」がどこを指しているのかが明確にされていないために、自治体ごとに“都合よく”解釈をしてしまうケースがあるということです。具体的には、障害福祉サービスの利用に関係する「居住地」の捉え方には大きく次の2つがあります。

- ① 住民票記載の住所
- ② 要援護者の事実上の住まいのある場所

前者は特に説明は不要でしょう。後者は、仕送りを受けている一般的な大学生に照らし合わせれば「親元の居住地」ということになります。例えば、高校生までA市で暮らしていた学生が、大学に入学するにあたりB市に住民票を移して転居した場合を考えてみましょう。①の考え方に基づけばB市が居住地となり、サービスの支給決定もB市が行うことになります。一方、②の考え方に基づけばA市が支給決定を行うことになります。

厚生労働省の正式な見解が出されていないため、どちらの解釈が正しいとは言えませんが、この不明確さは障害のある学生がサービスを使おうとするときに2つの側面で問題を引き起こします。それは、どちらが支給決定を行うかという協議を自治体間で行うため、サービスを使えるようになるまでに時間がかかるってしまうということです。ときにはサービスの利用の相談しても、自治体間でたらい回しに合ってしまい、学生や家族が自治体に対して強い不信感を持つてしまうケースもあります。もうひとつの問題は、大きな大学のある自治体や大学がたくさんある自治体に負担が集中してしまい、結果として一人ひとりの障害者が利用できるサービスに制限がかかってしまうことです。自治体の予算にも限りがあるのです。

### ■事例③：自宅と学内の切れ目のない24時間支援体制を組んだCさん

#### (1) Cさんの事例の特徴

地元から離れた大学に24時間の介助を要するCさんが入学するにあたり、早期から大学の障害学生支援担当部門のコーディネーター、地域の相談支援専門員がそれぞれキーパーソンとなり、互いに密に連絡を取り合いながら支援体制を構築した。24時間体制での介助が必要な学生に対して自治体が特例として障害福祉サービスの提供を決め、重度訪問介護を利用した切れ目のない支援体制を構築した点、予定変更に柔軟に対応できるが支援計画を策定した点が特徴的な事例である。

#### (2) 障害の状況と入学当初の支援の概要

所属：学部	居住：学生寮に相当する施設にて単身生活	
障害支援区分：5	身体障害者手帳：1級（脊髄性筋萎縮症）	
障害の概要：常時、電動車いすを利用しておらず、立位や歩行は不可能。体の移動や物の受け取り、物を置く、動かす、体位変換などの日常動作の多くに介助者が必要。高校では介助員と友人の手助けにより学校生活を過ごしていた。入学前に障害福祉サービスの継続的な利用経験はなかった。		
場面	必要とする支援	入学当初に構築された支援
授業	筆記、タッチパネルの操作、マウス・キーボード操作が可能だが、筆記量が多い場合や疲労している場合には支援が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 資料の電子媒体配布、別室受験、試験時間延長、PC受験等</li><li>● すべての授業に支援補助学生を配置し、ノートテイクや荷物の出し入れ等に対応</li><li>● 車いす用の昇降机を各教室に配置</li></ul>
移動	電動車いすで移動は可能であるが、ドアの開閉やエレベーターの利用等を含め、さまざまな場面で介助者による支援が必要。異なるキャンパスへの移動等には福祉タクシーの利用が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 外部ヘルパーによる移動の付き添い【移動支援・重度訪問介護】</li><li>● 休み時間に移動できない距離の教室には福祉タクシーで移動</li></ul>
通学	居住地（学内施設）から車いすで10分ほどかけて通学。建物内の移動であるため、悪天候等の影響はない。	<ul style="list-style-type: none"><li>● パリアフリー対応の宿泊施設を転用して寮として利用許可を出した。</li></ul>
生活	トイレについては、着脱と移乗の介助を必要とする。また、除圧のため、介助者による定期的な体位交換が必要。食事については、準備をしてもらえば自分で摂食が可能。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 外部ヘルパーによる着脱、移乗等の介助【移動支援・重度訪問介護】</li><li>● 医療機関を含む緊急時の連絡網の策定</li></ul>

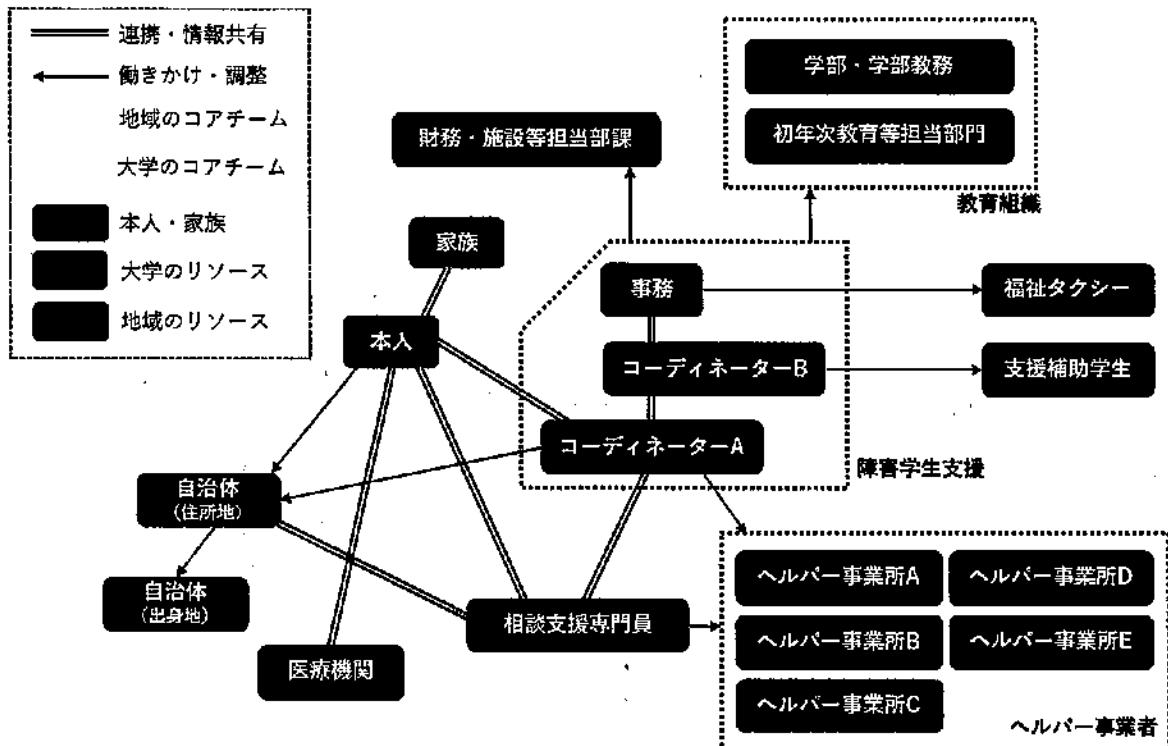
注) 点線下線部は行政機関より支給決定が下り、障害福祉サービスにて対応した支援

(3) 初年次（前期）の週間計画と利用した人的支援

月	火	水	木	金	土	日
6:00						
7:00						
8:00	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護
9:00				授業		
10:00				授業	授業	
11:00	授業	授業	授業	授業	授業	重度訪問介護
12:00						
13:00						重度訪問介護
14:00	授業	授業	授業	授業	授業	
15:00	授業	授業	重度訪問介護	重度訪問介護	授業	
16:00		重度訪問介護	重度訪問介護		移動支援	
17:00		授業				
18:00						
19:00			重度訪問介護			
20:00			重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護
21:00	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護
22:00						
23:00						
0:00						

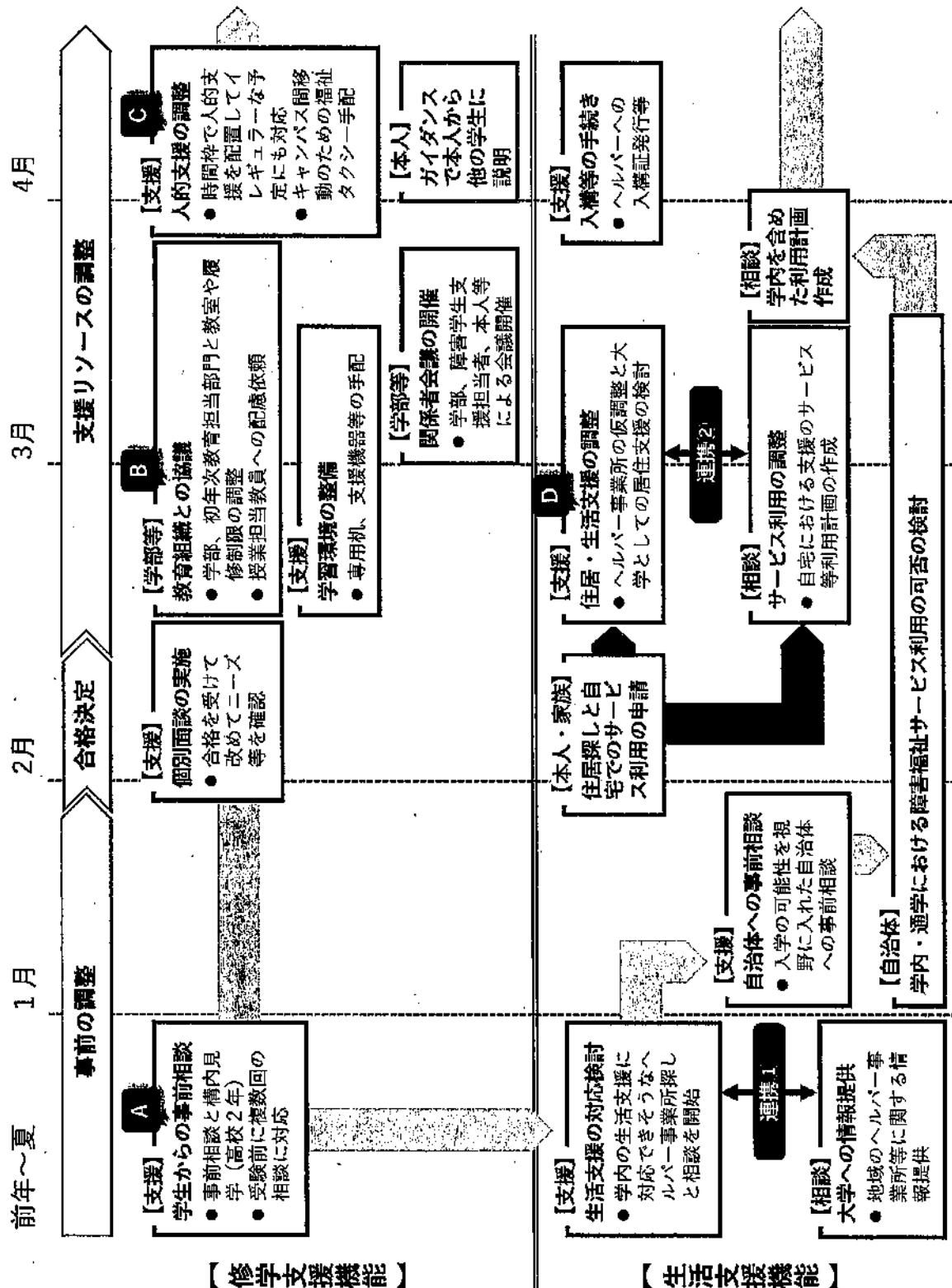
自宅では、「重度訪問介護」を利用して 24 時間体制の身辺介助を利用している。また、授業間の移動やトイレ利用の介助、体位変換等に対応するため、休み時間に合わせて「移動支援」を組んでいる。授業の開始や終了時刻の急な変更や休講に対応できるよう、(a)移動支援は休み時間よりも長い時間枠で設定するともに、(b)休講が生じり体調不良が生じた場合には随時「移動支援」から「重度訪問介護」に切り替えて日常生活の支援と切れ目なく対応できるように工夫している。

授業については支援補助学生がノートテイクや荷物の出し入れ等の修学上の支援全般に対応した。ノートテイクは常に必要なわけではなく、板書が多い授業や疲労が強い場合のみ提供した。なお、授業中はヘルパーは原則として別室で待機している。



#### (4) 支援体制構築における各々の役割と構築プロセス

- ① 本人・家族：高校2年生の段階から大学にコンタクトを取り、受験や入学後の支援に関する相談を複数回重ねた。また、大学からの案内を受けて、大学のある自治体の障害福祉担当窓口に入学後の障害福祉サービスの利用について相談を行った。
- ② コーディネーターA：早期からCさんの相談に対応し、入学決定前の段階から地域の相談支援事業所やヘルパー事業所、自治体に相談を行い、支援体制構築のための“下準備”を進めた。入学決定後は、地域の支援リソースとの窓口として相談支援専門員と継続的に連絡を取り合うとともに自治体との交渉も担当し、体制構築の中核を担った。学内における障害福祉サービスの利用が検討されている間は、ヘルパー事業所等と連絡を取りながら支援体制の“仮組み”を行い、自治体の判断に備えた。
- ③ 自治体（居住地）：Cさんから入学後の障害福祉サービス利用の相談を受け、Cさんの出身地の自治体と援護地に関する協議を行った。結論として、居住地である大学のある自治体が援護地となった。Cさんの入学決定後、自宅でのサービス利用に関する支給決定をし、加えて学内でのサービス支給の可否の検討を行った。コーディネーターAからの情報提供等を元に、最終的に学内も含めた障害福祉サービスの支給決定をした。
- ④ 相談支援専門員：早期からコーディネーターAの相談を受け、学内における身辺介助に対応してくれそうなヘルパー事業所についての情報提供等を行った。Cさんの入学決定後は、コーディネーターAと連絡を取り合いながら、自宅と学内の切れ目のない支援体制となるようサービス等利用計画の作成を進めた。



- ◆ 時期：高校 2 年次の事前相談から、通学や学内での身辺介助に障害福祉サービスの利用する可能性を視野に入れて情報収集を開始
- ◆ 初動：大学の障害学生支援担当者と相談支援専門員との情報交換
- ◆ 初動：大学の対応：自治体が特例として、自宅～大学構内での連続的な障害福祉サービスの利用を許可
- ◆ 自治体の対応：自治体が特例として、自宅～大学構内での身辺介助について暫定的な体制づくりを進め、相談支援専門員は自宅でのサービス利用計画（サービス等利用計画）とヘルパー事業所の調整を実施
- ◆ 役割分担：障害学生支援担当者は学内の修学上の調整を進めながら学内での身辺介助について暫定的な体制づくりを進め、相談支援専門員は自宅でのサービスの利用を実施
- ◆ 運携：自治体の判断を待つながら、学内と自宅の支援の連続性が保たれるように調整を実施

### 事例の概要

#### 連携のポイント1

● 志望が固まりつつある段階の事前相談に来てくれたため、大学としての対応方針の検討、学内での合意形成、相談支援専門員からの情報収集、自治体への相談等、合規が決まる前から準備を進めることができた。

● 従来から連携をとつていた相談支援事業所に相談し、考え方を得る支援体制や対応できるヘルパー事業所についての情報収集や意見交換を行った。

**ポイント：学生からの早期内定前からの準備**

#### 連携のポイント2

- 大学の障害学生支援担当者と地域の相談支援専門員が何度も連絡を取り合い、調整していく必要があった。
- 法律や制度をふまえて、お互いの出来範囲などについて意見交換し、ある程度の責任範囲が出来た段階で、それぞれの責任範囲について能動的な動くことができた。
- ある程度安定した体制が組めた後でも、適宜、情報共有を行ったり、折を見てミニティーンングの機会をもつことが必要。

**ポイント：大学と地域の相談支援の緊密な連携と役割分担**

#### A：学生からの事前相談

障害福祉サービスの調整には時間がかかる場合があるため、志望が固まりつつある段階で相談してもらったことが有効だった。障害福祉サービスの利用に時間を要すること、自分で準備すべきこと等について早期に情報を提供できた。

本人、保護者、障害学生支援担当者

#### D：住居・生活支援の調整

一人暮らしのための下宿先が見つからなかつたことから、パリアフリー対応の宿泊施設を転用して利用許可を出した（学生寮に相当する合理的な配慮として）。また、学内でのサービス利用の可否の検討と並行して、学内の生活支援の体制の“仮組み”を行い備えた。

障害学生支援担当者、施設担当部課、相談支援専門員、ヘルパー事業者

#### C：人的支援の調整

初年次教育を担当する教育部門とは、語学のクラス編成や教室の調整、授業担当教員への協力依頼を行った。通常の授業の支援も重要なが、定期試験の合理的な配慮について早めに担当教員等と相談をした。

障害学生支援担当者、初年次教育担当部門（教員、教務）、学部（教員、教務）

## (5) 初年次における支援の経過と見直し

### ①大学生活のスタート

入学決定前の早期から大学の障害学生支援担当部門が相談支援事業所や自治体と相談を重ねたこと、自治体が学内における障害福祉サービス利用を認めたことが功を奏し、自宅と学内の切れ目のない 24 時間支援体制を構築して初年次をスタートすることができた。

4月中旬に時間割等が確定するまでの間も、コマではなく時間枠で支援補助学生等を配置する工夫をしたことにより、流動的な年度始めのスケジュールに対応することができた。

### ②授業等における合理的配慮・支援

学期に 1 度の定期面談のほか随時個別面談を行い、合理的配慮等の状況の確認や支援の修正に関する話し合いを行い、必要に応じて合理的配慮に係る文書の修正を行っている。

すべての授業に支援補助学生を配置しているため、まとまった板書や疲労があってノートテイクが必要な場合、またグループワーク等で車いすの向きの変更が必要な場合などに、随時対応可能な体制ができている。今後、授業内の高度化により筆記量が増加することも見込まれるため、支援補助学生の配置は継続する予定である。

Cさんは次年度以降に学外での実習を予定しており、その際の介助者は大学が負担する形で派遣することを想定している。今後は本人・学部・障害学生支援担当部門にて必要な支援についての検討や実習先の選定に関する話し合いを行う予定である。

### ③生活面における支援体制

計画相談のモニタリングにて、半年に 1 回の見直しを行っている。モニタリング会議は相談支援専門員が招集し、大学からはコーディネーター A もしくは B が参加した。モニタリング会議の会場として大学を提供したこともあった。

急な予定変更にも柔軟に対応できる形になっているため、24 時間の支援体制は概ね安定して運用されており、これまでのところ大きな変更が加わる予定はない。ただし、当初は 5ヶ所のヘルパー事業所のローテーションで支援体制を組んでいたが、ヘルパーの離職や長期休業中に採算が不安定になること等を理由に、一時期は 3 事業所で対応することとなった。その後、4 事業所での支援体制に戻り、支援が継続されている。

## ■ 事例④：全学的な支援対応チームを組んだDさん

### (1) Dさんの事例の特徴

四肢欠損であるCさんが入学するにあたり、障害学生支援担当部門のコーディネーターと学生支援課職員がキーパーソンとなり、学内のさまざまな部署の教職員を巻き込んだ支援対応チームを発足して支援体制構築を進めた。地域の支援リソースが乏しく、身辺介助を行うスタッフを大学で新規に雇用した点が特徴的な事例である。

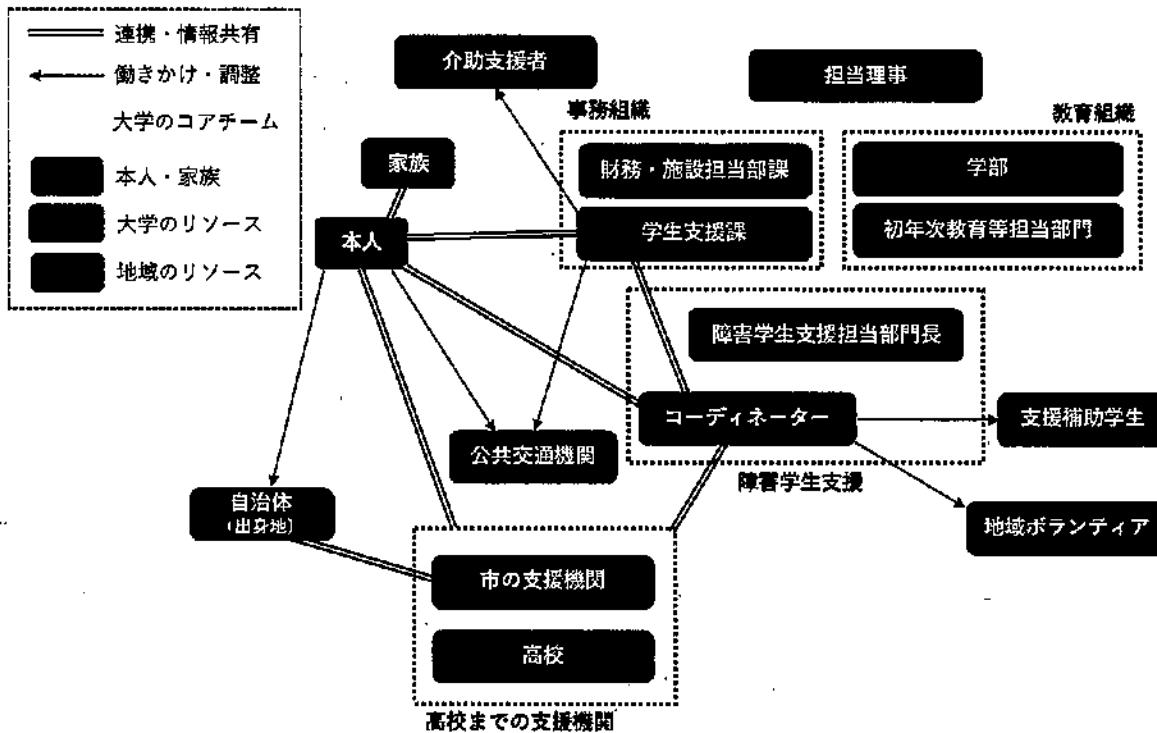
### (2) 障害の状況と入学当初の支援の概要

所属：学部	居住：自宅にて家族と同居	
障害支援区分：5	身体障害者手帳：1級（四肢欠損）	
障害の概要：両上肢と右下肢が完全欠損しており、左下肢に残存する足部にて電動車いすを利用している。食事や排泄などの日常生活動作全般に介助を必要とする。高校では、常に母親が学校に滞在して常時介助を行いながら通学した。家庭では母親が生活全般的介助を行う。入学前に障害福祉サービスの利用経験はなかった。		
場面	必要とする支援	入学当初に構築された支援
授業	側臥位になり左下肢の指先にてキーボード入力等が可能。また、ペンを口に加えて筆記をすることが可能。物の移動、出し入れ、ページめくり等には介助が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>すべての授業に支援補助学生を配置し、座席等や筆記具の準備、ページめくり等に対応</li><li>可動式机、専用の書見台の購入</li><li>PCを利用する授業における側臥位での入力スペースの設置</li></ul>
移動	電動車いすで通常の移動が可能であるが、段差が大きい場所の移動、ドアの開閉、エレベーターの操作には介助が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>大学にいる時間帯は大学で雇用されている介助支援者が付き添い、必要に応じてドアの開閉やエレベーターの操作等を行う。</li></ul>
通学	バス・電車を乗り継いで通学。バスや電車の乗降や階段の乗り降り、バス車内での車いす固定に介助が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>最寄りバス停まで介助支援者等が送迎を行い、運転手と協力して乗降の介助を行う。</li><li>鉄道会社やバス会社と情報共有を行い、介助の手順等を確認</li></ul>
生活	トイレ利用時の着脱、移乗、清拭等に介助が必要。食事についても摂食の介助が必要。また疲労があるときに休憩するスペースが必要	<ul style="list-style-type: none"><li>大学にいる時間帯は介助支援者が付き添い、トイレ利用時の着脱や移乗、清拭の介助、摂食の介助を行う。</li><li>休憩用のスペースを学内に用意</li><li>休憩室で自習をする場合の書籍の準備やページめくりは介助支援者が行う。</li></ul>

(3) 初年次（前期）の週間計画と利用した人的支援

月	火	水	木	金
6:00				
7:00				
8:00				
9:00	授業 介助 支援者(2)	授業 介助 支援者(2)		授業
10:00				
11:00	授業	授業	授業 介助 支援者(2)	授業
12:00	サークル	サークル		介助 支援者(2)
13:00	授業	授業		授業 介助 支援者(2)
14:00				授業
15:00	介助 支援者(2)	授業 介助 支援者(2)		授業
16:00				授業
17:00	支援補助活動	授業		授業
18:00				
19:00				
20:00				
21:00				
22:00				
23:00				
0:00				

学内でのトイレ利用や食事等の身辺介助に障害福祉サービスの利用ができず、地域の支援リソースが十分でなかったことから、大学が介助支援員として2名の職員を雇用し、大学に滞在している間の身辺介助全般の支援を提供している。主な支援内容は、授業中のページめくり等の介助、移動時の付き添い、トイレ利用時の着脱・移乗・清拭の介助、食事の際の準備や摂食介助、バス停への送迎等である。授業中は、本人および授業担当教員の判断で介助支援者が別室待機する場合もある。家庭や通学時には障害福祉サービス等の人的支援は利用していない。

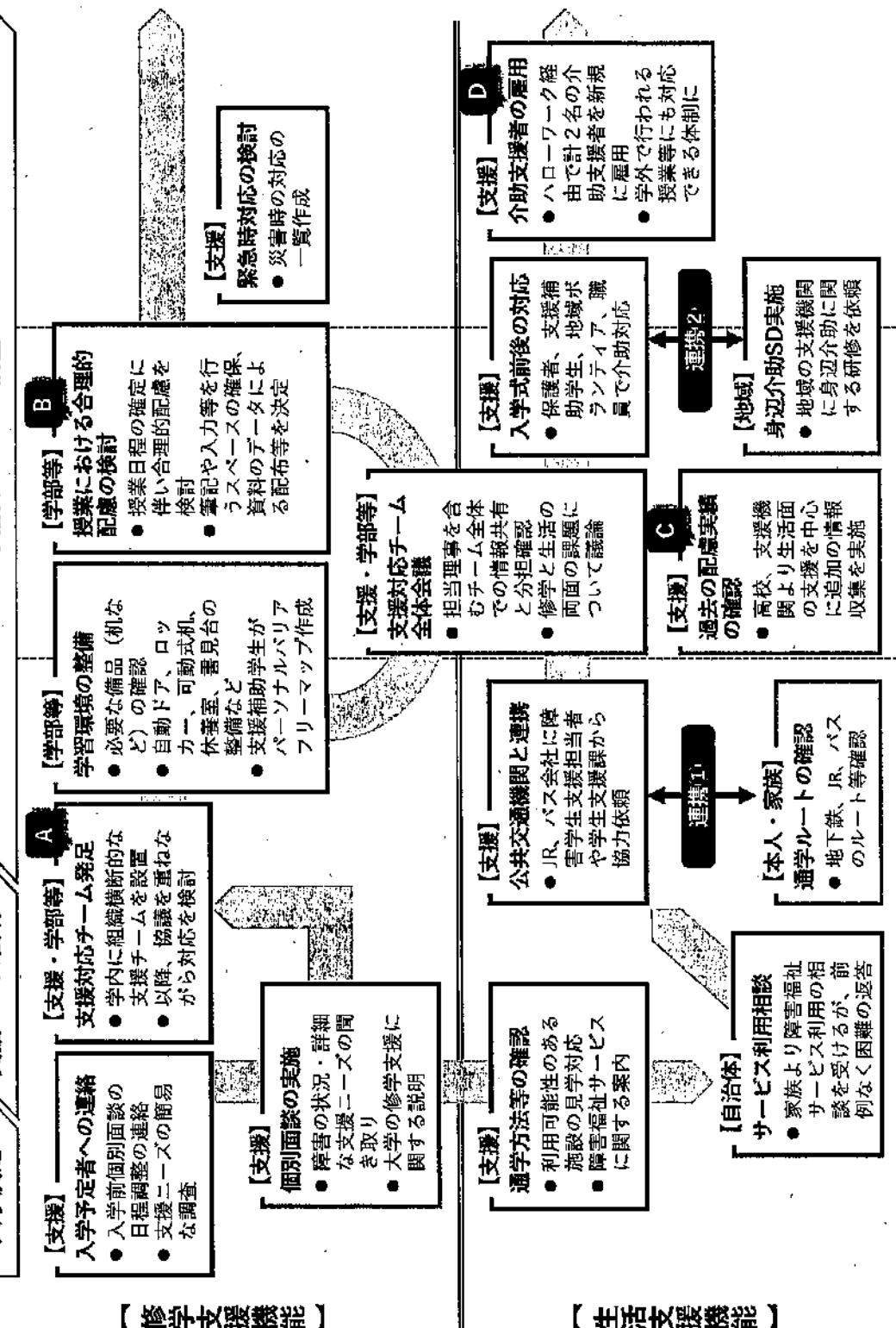


#### (4) 支援体制構築における各々の役割と構築プロセス

- ⑤ 本人・家族：入学試験を受ける前から大学にコンタクトを取り、入試の配慮や大学での支援について相談をした。入学決定後は高校までの過ごし方や自身の障害について大学に伝え、入学後の支援の要望を行った。また、大学からの案内を受けて、地元の自治体の障害福祉担当窓口に入学後の障害福祉サービスの利用について相談を行った。
- ⑥ コーディネーター：大学内の支援対応チームの一員として、支援体制構築の中心的な役割を果たした。入学決定前の段階から C さんの相談に応じ、入学決定後は学部等の教育組織への助言や調整を行うとともに、生活面の支援に関する体制構築のために地域の支援機関と連絡を取り合い情報を収集したり、支援補助学生や地域ボランティアのコーディネートを担った。
- ⑦ 学生支援課：コーディネーターとともに支援対応チームの一員として支援体制構築の中心的な役割を果たした。財務や施設担当部課等の学内の関係事務組織との連絡調整、公共交通機関への情報共有の打診、介助支援者の募集や雇用に係る調整などの役割を担った。
- ⑧ 学部・初年次教育担当部門：授業担当者として C さんの学修における合理的配慮を提供する責任を有することから、大学内の支援対応チームの一員の中軸となった。各教育組織での各種の日程編成などの情報を支援対応チーム内で共有し、授業における具体的な配慮や設備・備品の用意を行った。体育の授業では、アダプティッド・スポーツのコースにて C さんの体育に対応する等、参加の保障に力を注いだ。

2月

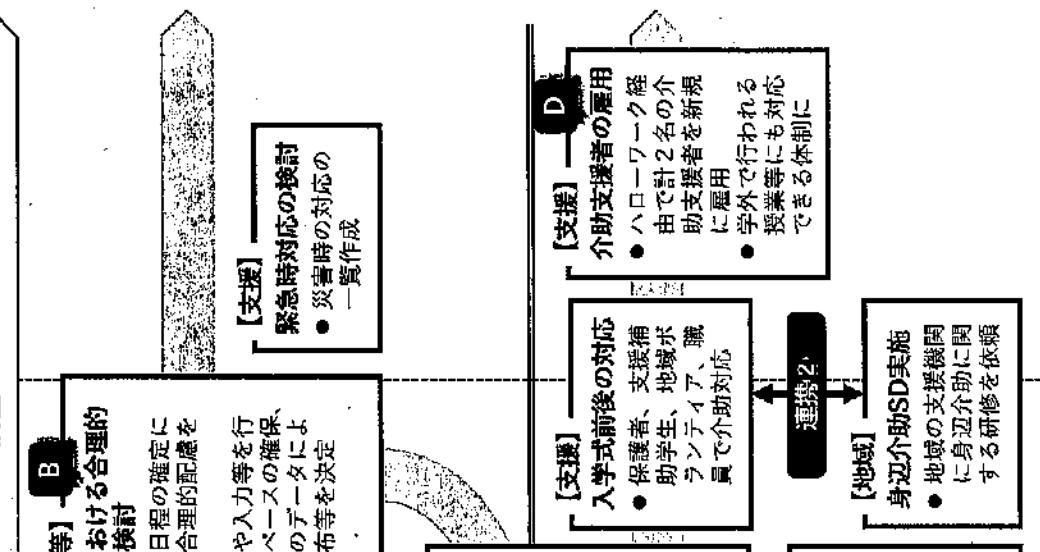
### 支援ニーズ表明



3月

4月

### 支援ソースの調整



- ◆ 時期：2月上旬の入学決定を受けて、入学前個別面談の調整に関する連絡
- ◆ 初動：個別面談および学内見学時に、本人および保護者に障害福祉サービスの利用に関する案内を実施
- ◆ 自治体の対応：通学や学内でのサービス利用には不可との返答
- ◆ 役割分担：地域の支援リソースとの分担はない。学内に支援対応チームを発足し、障害学生支援担当者および学生支援課が中心となり、修学支援と学内での身辺介助や調整、関係機関との情報交換等を実施
- ◆ 連携：高校や入学前に利用していた支援機関からの情報収集、介助支援者人材について教育委員会への照会

### 連携のポイント①

- Dさんは電車とバスを乗り継いで通学するため、乗り降りを行いう駅の駅員やバス会社との連携が必要であった。
- 各社には、本人・保護者のほか、障害学生支援担当者や学生支援課職員もコンタクトを取り、情報交換を行った。
- バス会社は、乗車時のスロープ設置について車内での再教育を行うとともに、車椅子対応のバスを今後増やしていく方針を固めた。

**ポイント：地域の公共交通機関との積極的な連携**

### 連携のポイント②

- Dさんの通う大学は、近辺にヘルパー事業所等の資源が乏しい地域にあった。
- 入学式の段階では、介助技術を持つ支援者を確保できていなかったことから、当初は保護者や地域ボランティア、職員が介助等を担当した。
- 身辺介助を行うにあたり、Dさんが幼少期より利用してきた療育機関にSD研修会を開催し、支援に入る職員は身辺介助の技術に関するレクチャーを受けた。

**ポイント：身辺介助を提供する上で的一貫性向上の努力**

### 事例の概要

#### A：支援対応チームの発足

担当理事を筆頭とする学内組織横断的な支援チームを発足させ、修学と生活、初年次教育と専門教育の間で支援が途切れることがないようにした。メンバーは学生支援、学部、初年次教育の各部門の教職員、財務担当課、施設担当課等であった。

担当理事、学生支援課、障害学生支援担当者、学部の教職員、初年次教育担当の教職員、財務担当課、施設担当課

#### D：介助支援者の雇用

事務補佐員として介助支援者を雇用し、修学から生活までを支援できるようにしてしまった。人材を探す過程では、近隣の教育委員会に問い合わせを行い、退職教員へのアプローチも検討した（実際ににはハローワーク経由の雇用）。

障害学生支援担当者、学生支援課

#### C：過去の配慮実績の確認

学内における生活面（トイレ利用、食事等）への対応に関連した情報収集のため、学生が通っていた高校や療育機関を訪問して、教員等から聞き取りを行なった。

障害学生支援担当者、学生支援課、高等学級教員、療育センター職員

#### B：授業における合理的配慮の検討

四肢欠損の学生がキーボード入力できるよう、臥位で授業を受けられるスペースや備品を用意したほか、専用の書見台の作成、配布資料のデータ提供等の取り決めを行った。また、動線を確認し、自動ドアを2ヶ所設置する等、バリアフリー改修も行った。

障害学生支援担当者、学生支援課、財務担当課、施設担当課

## (5) 初年次における支援の経過と見直し

### ①大学生活のスタート

Cさんが受験前から大学に相談を行い、それに対して大学は早期より対応を議論して準備を進めたため、入学と同時に必要な支援が整った状態で大学生活をスタートすることができた。しかし、入学して2週間が経過したときにCさんより「入学後に同級生と全く話していない」という訴えがあった。これは常に介助支援者が付き添っているため、周囲の学生もどのように声をかけたら良いかがわからなかつたことが原因であった。そこで、所属学部が新入生が交流しながら学ぶイベントを開催し、自然な形で同級生と交流する機会を作り、それ以降は学生同士の交流が増えていった。

### ②授業等における合理的配慮・支援

学期に1度の定期面談のほか随時個別面談を行い、合理的配慮等の状況の確認や支援の修正に関する話し合いを行い、必要に応じて合理的配慮に係る文書の修正を行っている。

専用の書見台を用いた筆記や側臥位でのキーボード入力ができるスペースを設置していることにより、ノートテイクのための支援補助学生は今のところ利用予定がない。書籍等の準備や片付け、ページめくり、プリントの整理等は介助支援者が行っており、今後もその体制を継続する予定である。

### ③生活面における支援体制

障害福祉サービスを利用していないことから、授業における合理的配慮等の見直しと同様に、生活面に対する支援体制についても定期面談等にて見直しを行っている。介助支援者を雇用する形を採用したため、場面や活動内容を問わずに介助者を同行させられ、また休講等の予定変更にも柔軟に対応できるため、基本的には現在の支援体制を継続する。ただし、卒業後の就業生活等を見据えたときに障害福祉サービスの利用は不可欠であり、Cさん自身がサービス内容や使い方を身に着けていくことが重要との考え方から、自治体との障害福祉サービス利用に関する相談も開始している。

### III 重度の障害学生に対する支援体制構築の手引き

#### ■ 4つの事例の整理

前章では、4人の重度障害を有する学生の支援体制がどのように構築されたのかを、時間軸に沿って整理するとともに、各事例におけるポイントについて解説した。整理するにあたり細かな（実際はそうした情報が重要になることが多い）情報は捨象されてしまっている側面はあるものの、各事例の特色は概ね反映されているものと考えて良いだろう。

では、この4人の事例は「ベストプラクティス」と言って良いだろうか。全国的にこうした支援体制構築の事例自体が少ないであろうこと、そして各々の大学の置かれた状況を踏まえ、地域の支援リソースと連携して学生が通える環境を整えたという点では、そのように言っても良いだろう。一方で、いずれの学生が入学した大学とも障害学生支援に関する体制が整備されており、支援体制構築のキーパーソンとなれるコーディネーターが存在したこと、必要に応じて介助に係る人的支援に費用を支弁できるだけの財政的な基盤があったことは、前提として踏まえておく必要がある。

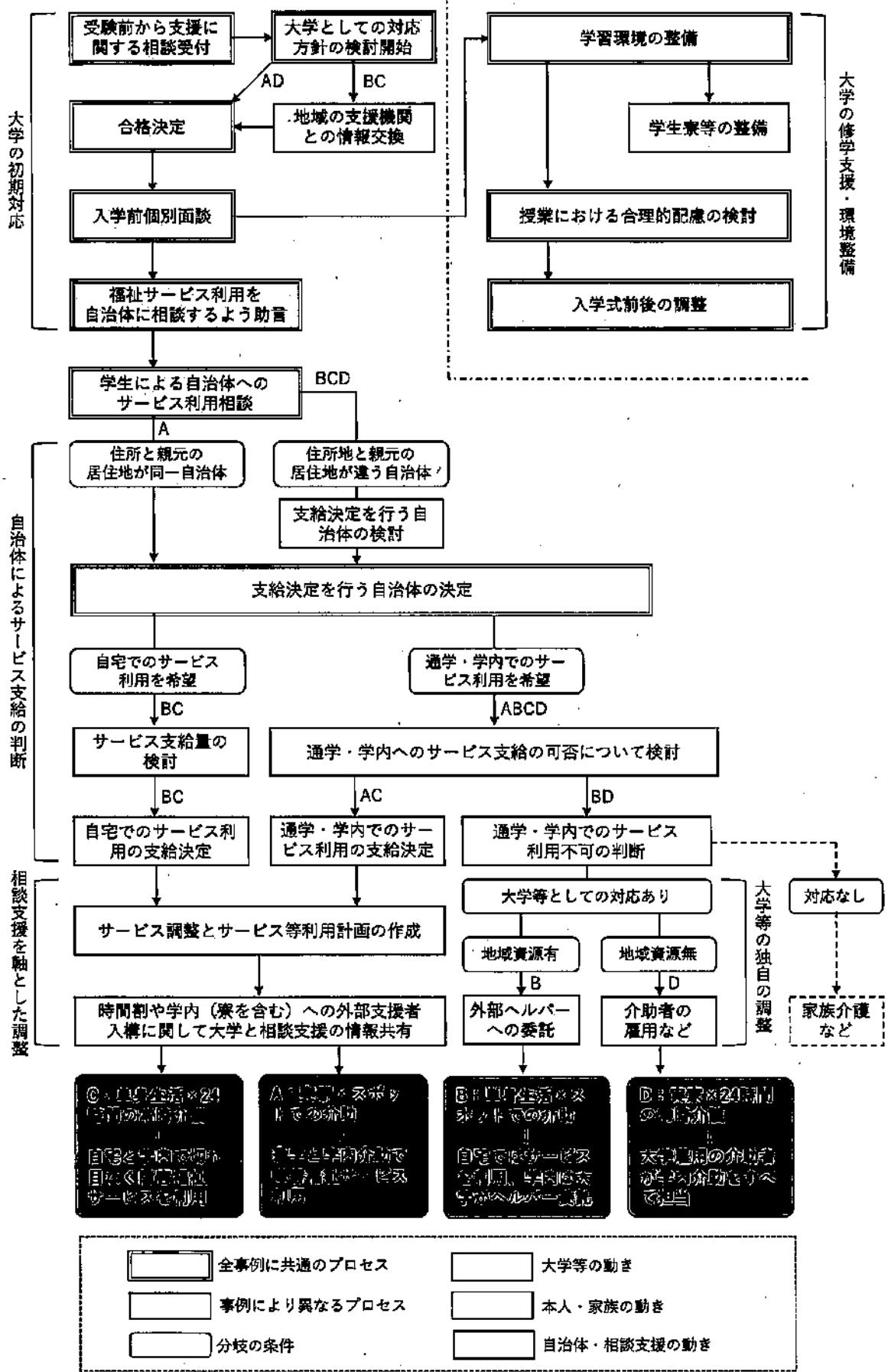
本章では、上述のような前提（あるいは制約）があることを踏まえながらも、これらの事例が単に特異な実践としてではなく、今後、新たに大学等に入学しようとする学生の支援体制構築に役立つよう整理し直し、どのようなフローで支援体制を構築し、その際にどのようなことに留意すべきなのかを提示することを目的としたい。

#### ■ 修学支援・学習環境の整備のプロセス

次頁の図は、前章で示した4つの事例を重ね合わせ、主要なプロセスと分岐点を改めて整理したものである。通学や学内、あるいは学生寮における生活支援の体制がどのような流れで構築されたのが図の上から下かけて示され、いくつかの重要な分岐を経て、最下段に4つの事例が布置されている。一方、修学上の支援体制の構築については、いずれの事例も非常に似通ったプロセスを経ており、目立った分岐等がないため、図の右上に破線で区切って示してある。

さて、修学上の支援体制構築は、「入学前個別面談」を経て「学習環境の整備」、「授業における合理的配慮の検討」、「入学式前後の調整」という順で構築されていることがわかる。本報告は主に生活面の支援に焦点を当てたものであるため詳述は避けるが、各プロセスについて簡単に解説を加える。

まず、「学習環境の整備」では、主に必要な備品やバリアフリー対応が焦点となる。学生が高校までどのようなスタイルで学習していたのかを確認し、必要に応じて車いす対応の机を購入したり、車いすが入るスペースを確保できるよう可動式の机のある教室を優先的に割り振るといった準備が求められる。また、重い荷物を運ぶことが難しい学生も多いいた



め、ロッカーを用意できると良いだろう。自動ドアの設置やトイレの改修などは、予算に応じて順次進めていくケースが多いようである（例えばAさんの事例では入学後の4月から夏期休業期間にかけて段階的にトイレの改修を行っている）。

「授業における合理的配慮の検討」には、ノートテイクの要否や配布物の扱い、PCを使う授業におけるキーボード入力の方法等の参加に関する事柄、そしてレポートや定期試験における期限や時間の延長、別室受験等の評価方法に関する事柄、体育の授業の取り扱い等のカリキュラムに関する事柄が含まれる。特に評価方法やカリキュラムに関する事柄については、履修や授業の進行にも影響するため、早い段階で担当の教育組織との調整が必要である。また、初年次に見学や実習などの学外への移動等を伴う授業がある場合には、入学の段階から情報収集と協議を開始することが重要である。

「入学式前後の調整」は、入学式やガイダンスなどの4月当初に予定されている行事への対応を指す。これらの行事は、担当する教育組織が部課が複数にわたることが多く、中には学生主催のものが含まれることから、支援の調整に難航したり、連絡が行き渡らないといった問題が生じやすい。事例③（Cさん）ではこうした問題を解決するために、行事や授業の区切りではなく、時間枠で人的支援を配置するという工夫をしており、同様の事例では参考になるだろう。

## ■ 生活面の支援体制構築のプロセス

### （1）大学の初期対応

生活面の支援体制構築のプロセスは、「大学の初期対応」、「自治体によるサービス支給の判断」、「相談支援を軸とした調整」または「大学等の独自の調整」に大別される。起点となる「大学の初期対応」のフェイズで重要なのは、いかに早期から学生の情報を把握し、方針の検討や情報収集を始められるかである。重度障害のある学生の場合、受験校の選定にあたり、入学後に受けられる支援等についての事前相談を希望する者が多い。本報告の4つの事例においても、最も早いCさんは高校2年生の段階で相談を開始しており、大学も早期から方針の検討や地域の支援機関からの情報収集を開始している。後述するように、障害福祉サービスを利用するにしても、大学として独自に介助者を手配するにしても、その準備には数ヶ月単位の時間がかかることが多い。そのため、オープンキャンパス等において早期から相談を受けつける仕組みを用意し、相談があれば入学が決定する前から少しずつ議論や準備を進められるようにしておくことが望ましい。

なお、本報告で紹介した4つの事例では、いずれも入学前個別面談にて学生および保護者に障害福祉サービスの利用を自治体に相談するよう勧めていた<sup>7</sup>。4つの事例の学生がいずれもそうであったように、多くの学生は入学前は障害福祉サービスの利用経験がなく、その申請方法やサービス利用の方法については、大学等から積極的かつ的確に情報提供

<sup>7</sup> 各事例のコーディネーターは障害福祉サービスに関する一定以上の知識を有していた。加えて、制度上の「空白」の存在と先駆的事例に関する情報を有した上で、自治体の裁量による学内でのサービス利用の可能性を考慮してなされた提案であった。

ができることが望ましい。このことは入学後の支援体制構築という観点からだけでなく、将来的に障害福祉サービスを利用しながら自立した生活を送れるようなるための第一歩という観点からも重要なと考えられる。

## (2) 自治体によるサービス支給の判断

学生や家族が自治体にサービス利用の相談をした時点から、「自治体によるサービス支給の判断」のフェイズに入る。サービス利用に至るまでの基本的な流れは、p.7 のコラム「肢体不自由の大学生が使える障害福祉サービス」のとおりであるが、ここには大きな2つの分岐点がある。第一の分岐は、p.22 のコラム「障害福祉サービスの支給決定はどこがするのか？」に書いたように、支給決定を行う自治体の決定に関する分岐である。事例①（Aさん）のように、親元から通学する場合、すなわち学生の住所地と親元の住所地が一致している場合には問題は発生しないが、親元から離れている場合には支給決定をする自治体がどちらになるのかという調整が発生することになる。こうした制度上の欠陥について、学生自身が把握していると、サービス利用相談時の混乱を低減することができるだろう。

第二の分岐は、通学時の介助や学内でのトイレ等の介助を希望するかどうか、すなわち「通年かつ長期の外出」という制約に抵触するかどうかに関する分岐である。現状では、原則として学内等は利用不可となっていることから、最終的に可否の判断は自治体の裁量に委ねられる。事例①（Aさん）では、相談支援専門員からの問い合わせに対して、大学のコーディネーターが大学として対応できる範囲とできない範囲について丁寧に説明し、理解を求めたことが自治体の判断材料のひとつとなった。また、事例③（Cさん）では、やはり大学のコーディネーターが早期から自治体に相談をしていたこと、相談支援専門員やヘルパー事業所と相談を重ねて実現性の高い支援計画を作成していたことが功を奏したのかもしれない。前例の少ない現状において、学生本人が希望を伝えるだけでは十分ではなく、関係者が能動的に議論を重ねながら解決策を探る努力が必要であるのが実態と言える。

## (3) 相談支援を軸とした調整

自治体がサービス支給の決定を行った場合、相談支援専門員が軸となり、サービス等利用計画の作成とヘルパー等の調整を行うフェイズになる。このプロセスでは①学生本人の主体性に関する課題と、②相談支援専門員と大学との連携に関する課題を指摘できる。

まず、サービス等利用計画の作成プロセスでは、学生本人がいかに主体的に自身の生活の組み立てに関与し、どのような生活を実現したいのかを積極的に伝えることが重要となる。しかし、現実的には高校を卒業したばかりで、障害福祉サービス等の利用経験のない学生が、十分に自身のニーズを伝えながら主体的に計画を作成していくことは容易ではない。最初期の段階では知識を有する相談支援専門員が軸となり支援計画を組み立てることが必要であるが、段階的に学生本人のセルフアドボカシーを高め、自身の生活や支援を自ら組み立てていく力を涵養することが重要な支援課題であると言えるだろう。

また、4事例からは大学に新たに入学する学生の支援計画を作成する際、多くの場合は相談支援専門員および新入生本人のみでは十分な計画を作成することが困難であることが浮かび上がった。例えば、いずれの事例においても相談支援専門員がヘルパーの調整をして配置をするために、大学が初年次の時間割を早期に作成し、相談支援専門員と本人に提

供することが必要であった。また、事例②や③のように学生寮の中にヘルパーが介助に入る場合、部屋の構造や備品に関する情報の提供、入構のためのセキュリティ関係の手続き等は大学の役割であった。行政機関による福祉サービスの提供が行われるケースであっても、あらゆる事前調整を相談支援事業所等に任せれば良いのではなく、密に連携を取りながら協力してコーディネートを進める必要があることを、大学の担当者は理解しておく必要があるだろう。

#### (4) 大学等の独自の調整

通学や学内における介助を学生が必要としており、かつ自治体がサービス利用を不可とする判断をした事例②（Bさん）および事例④（Dさん）は、いずれも大学が費用を負担する形で介助者を手配するという対応をとった<sup>8</sup>。

まず、事例②では大学のコーディネーターが、相談支援専門員より協力の得られそうなヘルパー事業所の紹介を受け、当該事業所と直接連絡を取ることで学内での介助の提供の協力を得た。外部ヘルパーに委託する方法のメリットは、介助に係る専門技術を有する人材を確実に確保できる点であり、一方でその費用負担の大きさはデメリットである。障害学生支援に関する一定の予算を確保している大学であっても、授業等の合理的配慮に係る費用を圧迫することになり、対象となる重度の学生が複数名になったときに費用負担を維持できなくなるリスクを常に持ち続けることになる。

事例④のように大学で介助人材を雇用することのメリットは支援の柔軟性であろう。大学生の生活では、休講などによる急な変更がしばしば生じるが、雇用による対応の場合は状況に応じて柔軟に介助者による支援を提供することができる。一方、一度雇用した職員を簡単に交代することはできないため、本人との相性の問題が生じた場合について、どのように対応すべきかは課題である。また、雇用条件や長期休業期間、空き時間の扱いについても事前に取り決めをしておくことが必要となる。

<sup>8</sup> p.4~6で述べたように、本稿では排泄や食事等の日常生活動作の介助は、本来的には障害福祉サービスにて対応されるべきものという考えを前提とするため、2事例のように大学が本来の業務を超える形で対応することは積極的に推奨することはしない。

## IV 提言

重度の肢体不自由のある学生が、他の学生と同じように大学に通い学ぶためには、本人を軸としながら、大学と行政機関、相談支援等の地域の支援機関が主体的に諸々の障壁の除去に取り組み、複合的に一体となって環境整備を進めることが必要である。本報告は、限られた事例ではあるものの、そのような各所が連携して支援体制構築に臨んだプロセスを丹念に描いた稀少な報告と言えよう。報告の最後に、取り上げた4つの事例や前年度事業の成果等を踏まえ、今後、関係する行政機関や大学等が解決にあたるべき課題を提起してまとめに代えたい。

### (1) 「通年かつ長期」という制約の問題【厚生労働省】

序論でも詳述したように、生命維持や日常生活（食事、排泄、入浴など）に関わる介助は、差別解消という観点から大学の義務と見做すのは困難であり、障害者総合支援法の趣旨、介助に係る専門性、諸外国の状況等を踏まえても、本来は障害福祉サービスにて対応されるべきものであろう。また、「通年かつ長期」の制約を撤廃し、重度の障害者の高等教育への進学（そしてその後の就労）を後押ししていくことは、社会で活躍する人材を増やし、結果的に障害者の収入を増加、社会全体としての税収増と社会保障費の削減にも繋がるものと考えられる。本来的に重要である生存の権利の保障とともに、こうした社会的なインパクトに関する指標の導入や調査を進め、具体的なロードマップを設定して制約の撤廃に着手すべきと考える。

### (2) 支給決定をする「居住地」の問題【厚生労働省】

コラム(p.22)に記載したように、「居住地」の問題は、特に大学生等が障害福祉サービスの利用を希望する際の大きな障壁になっており、障害保健福祉行政に対する不信感を生み出すほか、一部の自治体の福祉予算を圧迫する事態を生み出している。なお、以下の根拠より、本稿では「居住地」は出身地（親元）の自治体と解すべきと考える。

- 改正前及び現行身体障害者福祉法第9条第1項の「居住地」については、「要援護者の事実上の住まいのある場所を言う」との解釈が確立しており（厚生省社会・援護局更生課監修「身体障害者事務処理の手引」20頁参照）、法的連続性の観点から、障害者総合支援法の「居住地」についても同様に解するのが自然である。
- また、同手引き（20頁）では、「居住地」は「住民票に左右されるものではなく実質的に判断され」、「現にその場所に居住していないなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期間の到来とともに、その場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合には、世帯認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定する」としている。
- 厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課支援費制度施行準備室による「支援費制度関係Q&A集」では以下のような質疑がなされており、上記2点を踏まえれば、障害者総合支援法もこのQ&A集の考え方を当てはめることが適当と言える。

Q 「親元から遠く離れたアパート等に下宿して大学に通う身体障害者である学生の場合、援護の実施者はどこになるのか。」

A 「親元から仕送りを受けている場合については、親元の居住地のある市町村が援護の実施者となり、仕送りを受けず、身体障害者が自らの収入で生活をしている場合については、下宿地の所在する市町村が援護の実施者となる。」

### (3) 合理的配慮の範囲の明確化と財政的なバックアップ【文部科学省】

本事業の主題の根底にあるのは、障害者総合支援法における「通年かつ長期」の制約だけでなく、教育行政における学校の「本来業務」範囲が必ずしも明確ではないことが指摘できる。実施に、特別支援教育まで含めた教育行政全体を見れば、初等教育では登下校の指導が行われ、中等教育においても特別支援学校ではスクールバスによる登下校支援が行われている。また、学内で介助が必要な学生に対しては、教育委員会が介助員を配置する等の措置がとられている。こうした状況を踏まえれば、「大学ではなぜそうした登下校や学内介助の支援が制度化されないので」という疑問に正面から答えることは難しいだろう。高等教育の枠組みだけではなく、初等中等教育まで含めた教育行政全体として、改めて学校の役割についての整理が必要であると考える。

役割や業務の明確化は、一方で制度の「隙間」を生み出し、教育の機会を得られない障害学生を増加させてしまうおそれもある。こうした事態が生じないよう、必要に応じて各校が支援を提供できるようなパッファとしての財源を確保できるよう、財政的なバックアップが不可欠である。本報告書で提示した事例のように、障害福祉サービスで対応されない日常生活の支援を大学が補完する例が常態化すれば、修学における合理的配慮（教育や研究における合理的配慮）を適切に行うための財源を圧迫し、結果として障害学生の高等教育への参加を阻害することにもなりかねない。

大学等の障害学生支援に対する財源の確保とともに、障害学生支援（合理的配慮）の進捗を客観的に評価する仕組みを導入することで、さまざまな事例に対応できる力を各校に持たせることができると考えられる。

### (4) 事前的改善措置の推進【高等教育機関】

現在の多くの大学では、自宅から大学に通学し、所定の時間に教室に在室することを前提とした課程が編成されている。こうした環境において、重度の肢体不自由のある学生は、合理的配慮がなされてもなお、履修上の制約を受けている状況にある（筑波大学、2017；全国脊髄損傷者連合会、2017）。一方、Edtechとも呼ばれるICTを活用した教育は日々広がりを見せており、インターネットを通じた学びの選択肢も拡大している。こうした手法がより積極的に大学教育に導入され、それが基礎的な環境となれば、必ずしも通学や在席をしなくても高等教育への参加が可能となり、本事業における生活支援の課題もいくらかは解消するかもしれない。こうした基礎的な教育環境の発展は、肢体不自由の学生のみならず、精神障害等により継続的な登校が難しい学生、あるいは場所や時間を問わず学びたい一般の学生や社会人学生にとっても有用であろう。社会で活躍する人材を養成・輩出す

ることを使命とする高等教育機関においては、こうした教育の質の向上と障害学生に対する事前的改善措置を両立できる方向が、より強く目指されてもよいのではと考える。

こうした事前的改善措置を推進するとともに、一方で障害学生の権利を保障するための合理的配慮の提供は着実に行う必要がある。すでに AEHAD JAPAN 等の大学間のネットワークは強固に形成されつつあるが、こうしたネットワークを通じて事例を蓄積・共有し、高等教育機関全体の支援の質の向上を図る必要がある。

## 文献

- 安藤信成（2017）おわりに、公益財団法人脊髄損傷者連合会（編）平成 28 年度障害者総合福祉推進事業「大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業」成果報告書、104-105.
- 対馬直紀（2017）今後の課題と展望～大学等に通学する障害者に対する支援について～、公益財団法人脊髄損傷者連合会（編）平成 28 年度障害者総合福祉推進事業「大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業」成果報告書、67.
- 日本国政府（2015）平和と成長のための学びの戦略～学び合いを通じた質の高い教育の実現～ [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23\\_000779.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html) (2018 年 3 月 1 日最終閲覧).
- 筑波大学（2017）平成 28 年度障害者総合福祉推進事業「大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業」成果報告書.
- 全国脊髄損傷者連合会（2017）平成 28 年度障害者総合福祉推進事業「大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業」成果報告書.

## 執筆者および検討委員一覧

### 成果報告書執筆・編集

五味洋一（群馬大学 大学教育・学生支援機構 学生支援センター）

### 作成に係る議論・情報提供

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業「大学等に通学する重度障害者に対する  
支援体制構築の体系化」検討委員会

### 検討委員等一覧

番号	所属	名前
検討委員	つくば市役所保健福祉部	小田倉 時雄
	日本福祉大学社会福祉学部	柏倉 秀克
	東京大学先端科学技術センター	近藤 武夫
	筑波大学人間系障害科学域	竹田 一則
	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	玉木 幸則
	前東京大学大学院	千葉 俊之
	九州大学キャンパスライフ・健康支援センター コミュニケーション・バリアフリー支援室	面高 有作
	NPO 法人みらい	藤井 亘
オブザーバー	京都大学学生総合支援センター 障害学生支援ルーム	村田 淳
	文部科学省高等教育局学生留学生課 課長補佐	小代 哲也
	文部科学省高等教育局学生留学生課 厚生係長	金井 学
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課訪問サービス係	佐々木 俊哉

事務局	群馬大学 大学教育・学生支援機構 学生支援センター	五味 洋一
	筑波大学人間系障害科学域	大村 美保
	日本福祉大学学生支援センター	生川 友恒
	つくば市役所保健福祉部障害福祉課	根本 样代
	筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ キャリアセンター	河南 佐和呼
	筑波大学人間系障害科学域	名川 勝

(50 音順／敬称略)

#### 検討委員会開催状況

日時	主たる内容
2017年5月30日 15:00~17:00	第1回検討委員会 ・事業の全体計画について ・前年度の事業の概要について ・参加大学の事例について ・今年度の成果まとめの方向性
2017年9月19日 10:00~12:00	第2回検討委員会 ・A大学の事例の整理 ・その他の大学の学生の状況と事例について ・支援体制構築のポイントの候補について
2018年1月23日 17:00~19:00	第3回検討委員会 ・提言の方向性について：厚労省の新規事業を題材に ・報告書の構成について ・事例のまとめ方について

厚生労働省  
平成 29 年度障害者総合福祉推進事業報告書

指定課題 1

大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化

国立大学法人筑波大学  
平成 30 (2018) 年 3 月

編集・発行 国立大学法人筑波大学  
〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1 丁目 1-1  
TEL 029-853-2024  
URL <http://www.tsukuba.ac.jp>  
印 刷 所 株式会社イセブ (茨城県つくば市天久保 2-11-20)